

令和5事務年度

証券モニタリング概要・事例集

---

令和6年8月

証券取引等監視委員会事務局

## はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）では、平成 27 事務年度より、金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）の法令等遵守態勢及び内部管理態勢の改善・向上に資するよう、金商業者等に対する検査を通じて把握した問題点等を取りまとめ公表してきました。

また、平成 28 事務年度からは、モニタリングにおけるリスクアセスメントの結果を踏まえてリスクベースで立入検査先を選定する取組みを開始したことに伴い、モニタリングに係る取組み等に関する記述も加え、「証券モニタリング概要・事例集」として公表しています。

証券監視委としましては、「証券モニタリング概要・事例集」が、幅広い方々に読まれることにより証券監視委の活動に対する理解が深まるとともに、金商業者等の皆様の内部管理態勢等の充実・強化のための自主的な取組み等に活用していただければ幸いです。また、無登録業者による詐欺的な投資勧誘の事例等も掲載しており、投資者被害の防止に繋がることを期待しています。

（注 1）証券監視委では、平成 28 年度より、証券検査事務年度を 7 月～翌年 6 月末に変更しております。このため、本事例集における「令和 5 事務年度」とは、「令和 5 年 7 月から令和 6 年 6 月末までの期間」を示します。

（注 2）「Ⅲ. 検査指摘事例（令和元事務年度～令和 4 事務年度）」には、令和元年 7 月から令和 5 年 6 月末までに証券監視委及び財務局等が実施した検査において勧告・指摘を行った主な個別事例を掲載しています。令和 5 事務年度の事例については、「Ⅱ. 2 検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況」をご覧ください。

（注 3）「Ⅱ. 2 検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況」及び「Ⅲ. 検査指摘事例（令和元事務年度～令和 4 事務年度）」に記載している主な個別事例において、勧告・指摘の対象となった者は、法人・個人問わず「当社」と表記しています。

## 目次

I. 証券モニタリングの基本的な考え方（令和2年6月公表）	1
II. 令和5事務年度証券モニタリングの概要	2
1 令和5事務年度証券モニタリング基本方針の概要（令和5年8月1日公表）	2
(1) 業態横断的な検証事項	2
(2) 規模・業態別の主な検証事項	2
(3) 令和5事務年度における証券モニタリングの進め方	4
2 検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況	6
(1) 第一種金融商品取引業者	6
(2) 登録金融機関・関連第一種金融商品取引業者	15
(3) 投資運用業者	20
(4) 投資助言・代理業者	20
(5) 第二種金融商品取引業者	24
3 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等	25
 監視委コラム（無登録業者について）	27
III. 検査指摘事例（令和元事務年度～令和4事務年度）	33
1 第一種金融商品取引業者	34
(1) 顧客勧誘の状況に係る事項	34
(2) 売買管理・審査態勢に係る事項	41
(3) その他業務運営等に係る事項	43
2 投資運用業者	55
○ 業務運営に係る事項	55
3 投資助言・代理業者	64
(1) 顧客勧誘の状況に係る事項	64
(2) 内部管理態勢に係る事項	66
(3) 無登録で金融商品取引業を行っている状況、無登録業者に名義貸し等を行っている状況	71
4 第二種金融商品取引業者	75
(1) 顧客勧誘の状況に係る事項	75
(2) その他業務運営等に係る事項	75
5 適格機関投資家等特例業務届出者	77
(1) 無登録で金融商品取引業を行っている状況	77
(2) ファンド出資金の管理に係る事項	77
(3) その他業務運営に係る事項	77
6 登録金融機関・金融商品仲介業者・信用格付業者	80
○ 業務運営に係る事項	80
7 金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て	88

#### 凡例

- ・ 「金商法」：金融商品取引法
- ・ 「金商法施行令」：金融商品取引法施行令
- ・ 「金商業等府令」：金融商品取引業等に関する内閣府令
- ・ 「定義府令」：金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令
- ・ 「犯収法」：犯罪による収益の移転防止に関する法律
- ・ 関係条文等及び関係者の肩書きは行為時点のものである。

## I. 証券モニタリングの基本的な考え方（令和2年6月公表）

証券監視委では、金融庁監督部局等との連携を通じて、金商業者等の経営管理（ガバナンス）の有効性、取扱金融商品や取引等のビジネスの特性、リスク管理の適切性や財務の状況等を的確に把握するなどして、延べ約8,500者の金商業者等が抱えるリスク特性に応じたリスクベースに基づく証券モニタリングを実施している。

特に検査においては、問題の全体像を把握した上で、根本的な原因を究明し、再発防止につながる深度ある検証に取り組んでいる。

証券監視委では、今後とも、金商業者等が法令等に基づき適正に業務を行っているか、厳正に検証していく。その際、法令違反行為等の検証のみにとどまらず、問題の全体像の把握に取り組んでいくほか、根本原因の究明やフォワード・ルッキングな視点からの検証に際しても、引き続き、業務運営態勢（経営管理態勢、内部管理態勢・法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部（外部）監査態勢、危機管理態勢）の整備状況に着眼していく。

また、金商業者等を取り巻く経済環境等の変化を踏まえたフォワード・ルッキングな視点からの証券モニタリングの方針や重点事項は、金融庁から公表される金融行政の方針や証券監視委における中期活動方針等を踏まえつつ、事務年度ごとに「証券モニタリング基本方針」を定め、当該基本方針に則り、証券モニタリングを進めていく。

## Ⅱ. 令和5事務年度証券モニタリングの概要

### 1 令和5事務年度証券モニタリング基本方針の概要（令和5年8月1日公表）

#### (1) 業態横断的な検証事項

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、また、金融庁の「金融行政方針」等も念頭に置きながら、金融庁関連部局等と連携し、業態横断的な検証事項として、以下の項目について検証を行う方針とした。

#### ① 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況

- ✓ 例えば、仕組債に限らず、複雑又はリスクが高い商品の販売については、販売対象顧客の設定や顧客説明に関する社内ルールを整備し適切に実施しているか、顧客本位の業務運営に関する原則に基づいた取組方針の内容と販売実態が整合しているか

#### ② デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部管理態勢の構築

- ✓ 例えば、i. 非対面営業の拡大、新たな商品やサービスの提供といったビジネスモデルの変化による金商業者等の経営に与える影響や、それらを踏まえた内部管理態勢の構築、ii. 従来型の対面営業に依存したビジネスモデルが継続されている場合は、その持続可能性など、市場環境や顧客ニーズの変化等が財務面を含む経営に与える影響等

#### ③ サイバーセキュリティ対策（インターネット取引における不正アクセス対策を含む）の十分性やデジタル化の進展に伴うシステムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先の管理を含む）の対応状況

#### ④ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」という。）に係る内部管理態勢の定着状況

#### ⑤ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

#### (2) 規模・業態別の主な検証事項

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、金商業者等の規模や業務内容等に応じて、個別の法令違反事項の発生や分別管理の状況等投資者保護上懸念がある先等に対して、以下の事項を中心に検証を行う方針とした。

**① 大手証券会社グループ**

- ✓ 各グループを取り巻く経営環境を念頭に置きつつ、国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況
- ✓ 売買審査態勢を含む業務運営態勢に不備が認められたことを踏まえ、不公正取引等の検知・防止のための態勢整備を始めとした内部管理態勢の整備状況
- ✓ 営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、検査を実施
- ✓ 3メガバンクグループの証券会社に対しては、上記に加え、関係部署と連携し、銀証連携ビジネスの推進を踏まえた顧客情報管理態勢等の整備状況

**② 外国証券会社**

- ✓ グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢や、システムリスク管理態勢の整備状況等
- ✓ 我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況

**③ ネット系証券会社**

- ✓ 昨今のサイバー攻撃被害のリスクの高まりを踏まえ、サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況
- ✓ 金融商品仲介業者を活用した対面営業の拡大等のビジネスモデルを踏まえた外部委託先の管理態勢や、委託手数料無料化等の動きもある中、新規口座開設数の急増や取引量に応じた実効的な売買管理態勢を始めとした内部管理態勢の整備状況

**④ 準大手証券、地域証券会社等（地域銀行系証券会社を含む）**

- ✓ 顧客の高齢化や相続による顧客資産の流出、手数料競争の激化やデジタル化の推進による影響などによって経営環境が厳しい中、これまでの検査において、不適切な投資勧誘等、投資者保護の観点から問題のある行為が認められていることから、適合性原則への対応等
- ✓ 主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点から内部管理態勢の整備状況

**⑤ 外国為替証拠金取引業者**

- ✓ 昨今のサイバー攻撃被害のリスクの高まりを踏まえ、サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況
- ✓ 広告規制違反、販売・勧誘における適正な内部管理態勢の整備状況

⑥ 投資運用業者

- ✓ 運用の実態把握、運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む）、利益相反管理態勢の整備状況等について検証

⑦ 投資助言・代理業者

- ✓ 顧客に誤解を生じさせる広告手法や、虚偽の説明による勧誘行為などの投資者保護上問題のある行為の有無について検証

⑧ 第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者

- ✓ 高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の实在性等に着目し、投資者等から寄せられた情報の分析等を通じた検証

⑨ 金融商品仲介業者・その他証券モニタリング対象先

- ✓ 金融商品仲介業者については、ネット系証券会社等において金融商品仲介業者を活用した対面営業への拡大等が認められることから、投資勧誘等の適正性のほか、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性
- ✓ 登録金融機関、信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえてリスクベースで証券モニタリングを実施

⑩ 無登録業者

- ✓ 無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表、無登録業者との取引に係る注意喚起や投資家へのメッセージの掲載等を含めた情報発信を強化するほか、金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との連携を積極的に進めていく。

**③ 令和5事務年度における証券モニタリングの進め方**

証券モニタリングにおいては、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を踏まえながら、金商業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的な証券モニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

そのため、証券モニタリングの対象業者について、金融庁関連部局等と連携して、金商業者等におけるリスクの特定・評価を行い、リスクベースで検査対象先を選定する取組を継続し、以下のような場合を中心に、検査による実態把握を引き続き積極的に進め、必要に応じて検証事項を絞り込む等、機動的に検査を実施する方針とした。

① 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況

② リスクの所在が不明確な金融商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況

③ モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況（検査未実施期間が長期化している場合を含む）

④ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

検査においては、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めるほか、個々の金商業者等の特性や検証事項に応じて、デジタルフォレンジックを実施することにより、深度ある検証を行うこととした。

また、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することにより、実効性のある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいくこととした。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、証券監視委の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととした。

## 2 検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況

令和5事務年度は、着手ベースで69者に対して検査を実施し、前事務年度からの継続分も含めて81者について検査を終了した。81者のうち、問題が認められた29者に対して問題点を通知するとともに、重大な法令違反等が認められた9者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

検査の結果、勧告を行った事例及び指摘を行った主な事例の概要は以下のとおりである。(計数については、表1～4を参照)

### (1) 第一種金融商品取引業者

#### ① 大手証券会社グループ

- 顧客属性に照らして理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく勧誘する行為〔金商法第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1第1号〕

##### 【概要】

当社は、相続による株式の保有など、外形的な投資経験さえ有していれば勧誘開始基準を満たしている等としていた結果、顧客の属性に合った説明をせずに金融商品取引契約の締結を行っていた。

##### 【検査結果の要旨】

当社においては、相続による株式の保有など、外形的な投資経験さえ有していれば勧誘開始基準を満たしているものとされており、勧誘を行うにあたり投資経験や金融商品に関する知見等の顧客属性を営業員が正確に把握していなかった。また、本部が公募仕組債について「銀行連携の顧客にも選好されやすい」等の情報を発信したことで、営業員は広範な投資者に対して提供することができる商品であると誤認し、顧客属性等に応じた説明をすることなく仕組債の販売勧誘を行っている状況が認められた。

- 個人向け国債から超長期国債への乗換勧誘における虚偽告知〔金商法第38条第1号〕

##### 【概要】

当社は、顧客に対し虚偽の内容を告げて、個人向け国債から超長期国債への乗換え勧誘を行っていた。

##### 【検査結果の要旨】

当社の一部の営業店において、個人向け国債を保有する不稼働顧客（銀行連携顧客）などを対象に超長期国債へ乗換させる、所謂「プロダクトプッシュ型」の勧誘が行われる中で、超長期国債は個人向け国債と同様に実質的に元本毀損リスクがない等のような虚偽説明が行われている状況が認められた。

➤ 苦情等の処理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社においては、苦情等に対して、迅速・公平かつ適切に対処するための内部管理態勢が整備されていない状況が長期にわたって継続していた。

【検査結果の要旨】

当社では、苦情等を受け付けた部室店が直ちにコンプライアンス部門へ報告を行うよう定められているものの、担当営業員、担当課長及び内部管理責任者といった階層ごとに当該報告が行われていない事例が確認されており、結果としてコンプライアンス部門まで報告がされていない苦情が多数確認されている。また、当該報告を促すモニタリング態勢も構築されていなかった。さらに、コンプライアンス部門へ報告された苦情についても、検証が不十分であり、法令違反の早期検知ができない状況となっているなど、顧客から申出のあった苦情等に対して迅速・公平かつ適切に対処するための内部管理態勢が整備されていなかった。

➤ 金融商品取引契約の解約を不当に遅延させる不適切な業務運営態勢〔金商法第 38 条第 9 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 5 号〕

【概要】

顧客から金融商品取引契約の解約を求められたにもかかわらず、これを不当に遅延している行為が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、市場環境に影響を受けにくい収益モデルの確立を目指し、預り資産残高に応じた手数料収入の増加を推進している。その中で、当社の営業戦略として、預り資産残高の減少要因となる解約率の抑制が必要不可欠であるとし、各種施策を講じている。

しかし、当該施策の中には、解約状況等を支店長に報告し、報告を受けた支店長は必要に応じて営業員を指導するルールなど、解約を不当に遅延させるおそれのある施策があった。

また、上記施策により解約を不当に遅延させるおそれがある旨、一部の役員が懸念を示していたが、モニタリング態勢を整備して検証する態勢となっていないなど、不適切な業務運営態勢が認められた。

結果、顧客から金融商品取引契約の解約を求められたにもかかわらず、これを不当に遅延している行為が認められた。

- 信用の供与を行うことを条件として金融商品取引契約の勧誘を行う行為〔金商法第 44 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく金商業等府令第 149 条第 1 号〕

**【概要】**

当社は貸金業を兼業しており顧客に融資も行っているところ、信用の供与を行うことを条件として金融商品取引契約の勧誘を行う行為が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社は貸金業を兼業しており顧客に融資も行っているところ、信用の供与を行うことを条件として金融商品取引契約の勧誘を行う行為が認められた。

また、金商法上、過当取引の防止等の観点から当該行為が禁止されているところ、当社は融資と金融商品の双方を並行して勧誘することが可能な業務態勢であるにもかかわらず、過当取引防止の観点における十分な措置が講じられていない状況が認められた。

**② 外国証券会社**

- システム障害管理及び外部委託管理の不備〔内部管理態勢不備にかかる指摘〕

**【概要】**

当社は、外部委託していた売買審査システムに関して、システム障害管理及び外部委託先の事務リスク管理における内部管理態勢を十分に整備していなかった。

**【検査結果の要旨】**

当社は、売買審査システムの開発・管理及び保守について、海外のチーム（以下単に「チーム」という。）に外部委託しており、日本独自の技術要件等を適切に認識させることやシステム変更等についての監督責任は当社の情報技術部門が、当該売買審査システムが正常に作動していることの確認及び売買審査の有効性の確保についての責任は当社の売買審査部が負っている。

このような状況の中、システム変更の不備によりシステム障害が 3 回発生した。しかし、当該障害についてシステム障害管理が行われず、売買審査部の売買審査責任者に対してシステム障害が伝達されなかったことから、売買審査部においては 1 年以上、システム障害による異常を認識していなかった。また、情報技術部門においては、外部委託先であるチームが日本独自の要件の確定やシステム障害管理等を正しく実施しているか監督していなかったほか、チームと売買審査部のコミュニケーションの十分性を確認していないなど、外部委託した業務の適切性、実効性等を主体的に監督していなかったことが認められた。

- 売買管理態勢の不備〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第12号〕

**【概要】**

当社において、売買審査システムのシステム障害による売買審査の不備、ブロック取引における売買審査が不十分な状況、EB債のイベント日における売買審査が不十分な状況が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社は売買審査システムの障害により、約1年間にわたり、審査対象の抽出に漏れが生じていた状況を看過していた。

また、ブロック取引の売買執行に関し、売買価格の算定基準株価の価格形成に着目した売買審査を行っておらず、利益相反の管理や不公正取引防止の観点で適切な売買審査を実施していなかったほか、法人関係情報を含む重要非公開情報の売買審査においては、立会外取引や取引所外取引における取引の売買審査が漏れていた。

さらに、売買審査部は、EB債の商品特性やリスク特性に応じた売買審査抽出基準の必要性を十分に検討しないまま、グローバルで設定された抽出基準に依拠して売買審査を行っており、EB債の償還条件等に着眼する観点での売買審査を行っていなかった。

- 適格機関投資家向け私募投信の取扱い・その後の対応についての法令違反及び内部管理態勢の不備〔金商法第38条第1号、第39条第1項第3号、第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第3号〕

**【概要】**

当社は適格機関投資家である顧客に対し、実際の運用とは異なる説明資料を交付し、不測の損害を生じさせた顧客に対し、他の商品の執行手数料の引下げあるいは第三者を通じて損失の補てんを行っている状況が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、適格機関投資家に私募投信の勧誘を行う際、ファンドの解約価格の算出に用いる為替レートについて実際の運用と異なる説明を行っていた。

大口顧客の解約に伴い基準価格が大幅に下落したことを不審に思った顧客Aから問い合わせを受けた当社は、事実関係の把握及び事故確認手続きの必要性を十分に行うことなく、基準価格が誤りであると説明するとともに、基準価格の下落分をファンドに補填した。また、顧客Bからも同様の問い合わせがあったところ、当社の担当者は、Bに不測の損害を生じさせてしまったとして、他のファンドで取引をした際に支払う執行手数料の引下げを行った。

③ ネット系証券会社・関連金融商品仲介業者

- 取引所金融商品市場における上場金融商品の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場金融商品に係る買付けの受託等をする行為〔金商法第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第20号〕  
【SBI証券】

【概要（勧告事案）】（令和5年12月15日勧告）

当社は、当社が引受主幹事会社を務めた新規上場株式会社について、当該株式の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該株式の買付けの受託等を行った。

【検査結果の要旨】

当社は、その業務に関し、新規上場の際の株式公募に当たり当社が引受主幹事会社を務めた3銘柄の新規上場株式会社について、当該株式の初値を公募価格以上に変動等させるために、上場日当日の寄付前までに出て来ると予想される売付注文数に見合う買付注文数を目標として設定するなどした上で、当社の香港現地法人の社員（機関投資家営業部員が兼務）及びIFAビジネス部員等に対し、顧客に公募価格と同価格の指値で当該株式の買付けを行うことを勧誘し、各銘柄の上場日当日の寄付前までに当該買付注文を受託するよう、指示又は依頼を行った。

これを受け、当該IFAビジネス部員は、当社を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者に対して上記指示の内容を依頼し、上記指示又は依頼を受けた香港現地法人の社員及び金融商品仲介業者（3社）は、顧客に対し、公募価格と同価格の指値で当該株式の買付けを行うことを勧誘した。

これにより、当社は、香港現地法人及び金融商品仲介業者（3社）の顧客から、当該株式の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、各銘柄の上場日当日の寄付前までに公募価格を指値とした買付注文を受託・執行した。

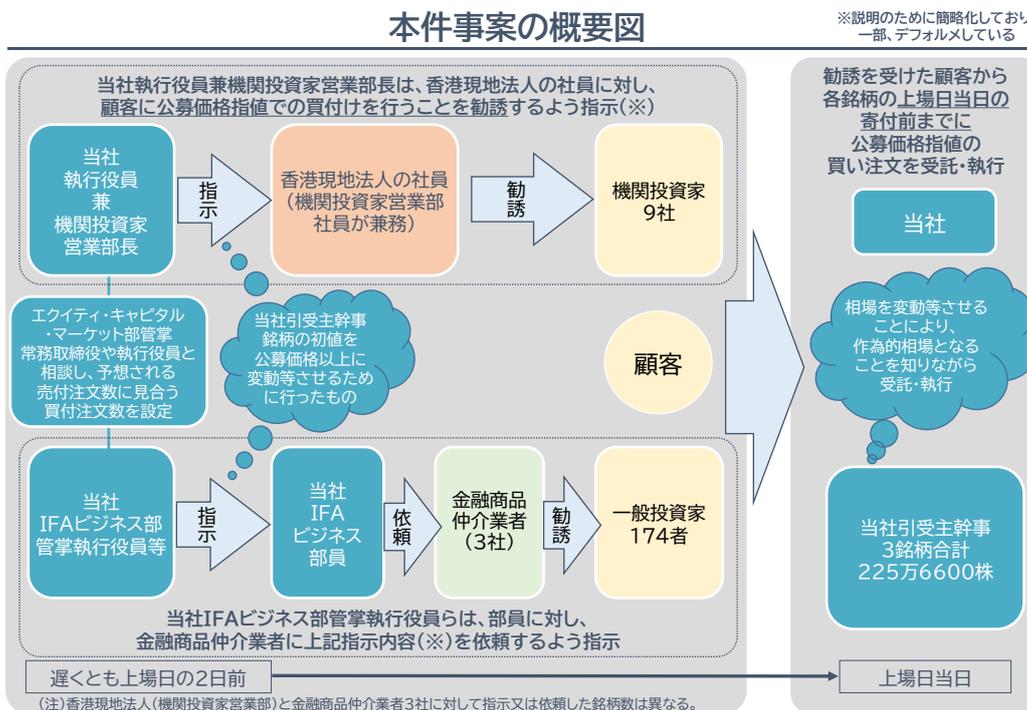
【本件勧告事案に係る行政処分概要】

一部の業務停止（1週間）

新規株式公開（IPO）銘柄に関し、勧誘を伴う上場日における売買の受託業務の停止。

業務改善命令

- ① 今回の処分を踏まえた経営陣を含む責任の所在の明確化を図ること。
- ② 本件に係る根本的な発生原因の分析に基づき、経営管理態勢及び内部管理態勢（不正取引を防止する態勢を含む。）の強化を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施・定着させること。



- 取引所金融商品市場における上場金融商品等の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場金融商品等に係る買付け等の媒介をする行為〔金商法第66条の14第3号に基づく金商業等府令第275条第1項第15号〕※金融商品仲介業者

**【概要】**

当社は、当社が所属する金融商品取引業者が引受主幹事会社を務めた新規上場株式について、当該株式の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該株式に係る買付け等の媒介を行った

**【検査結果の要旨】**

当社は、所属金融商品取引業者が引受主幹事会社を務めた新規上場株式の一部について、同社の執行役員より、同銘柄の上場日の立会開始までに公募価格を指値とした買付注文を勧誘するよう依頼を受け、当社の一部の営業部支店に対し、当該依頼の様態による買付注文を勧誘するよう指示を行った。

上記依頼について、当社は、当該株式の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、上記指示を行っており、これにより当社は、当該株式の上場日当日の寄付前までに、公募価格を指値とした買付け等の媒介を行った。

- 法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第5号〕

**【概要】**

当社において、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない状況が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、法人関係情報として管理を行っていた情報について、内定していた自己売買取引への支障が生じたことを契機として、法人関係情報として管理を継続すべき情報であったにもかかわらず、法人関係情報から登録を解除していた。

また、当社は、所要の社内手続きを経ず、法人関係情報を第三者に伝達していたほか、当該情報伝達を社内手続きに則ったものとするため、遡及した日付により必要な手続きを行っていた。

さらに、当社においては、法人関係情報の取得報告の遅延と、法人関係情報の取得報告漏れによる遅延が複数件発生していた。

- 不正アクセスリスクに対するコントロール強度が不十分な状況等〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

**【概要】**

当社において、不正アクセスリスクに対するコントロール強度が不十分な状況等が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、第三者による不正出金事案に係る再発防止策を実行する中で、外部からの不正侵入リスクに対するコントロールとして、再発防止策に係るリスクアセスメントを実施したものの、当該リスクアセスメントは、顧客の利用率を考慮しないものであったことから、実際にはリスク低減が十分に進んでいない状況であったものの、当社はその状況を認識できていなかった。

- 金融商品仲介業者等の不適切な勧誘行為等の発生を防止するための管理態勢が不十分である状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

**【概要】**

当社は、金融商品仲介業者及び登録金融機関（以下「仲介業者等」という。）との間

で金融商品仲介業務に係る委託契約を締結しているところ、委託先仲介業者等による不適切な勧誘行為等の発生を防止するための管理態勢が不十分な状況が認められた。

**【検査結果の要旨】**

委託先仲介業者等において、顧客の理解度の確認が十分に行われないうままに行われた営業員主導の取引により、当該顧客に多額の損失又は手数料が発生している事例や、具体的な投資経験の確認が不十分なまま、仕組債の勧誘を行っている事例など、不適切な勧誘行為等が認められた。

当社は、仲介業者等に対し、通話録音の検証の指示を通じたモニタリング方法等の指導を行い、不適切な勧誘行為等を認識したときはその内容を当社に通知することを求めているものの、モニタリング対象の抽出基準が不十分であったことなどから、上記のすべての不適切な勧誘行為等について当社への通知がなく、適時にその実態を把握できていなかった。

**④ 地域証券会社**

- 適合性原則に抵触する業務運営の状況〔金商法第 38 条第 9 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号、金商法第 40 条第 1 号〕【三木証券】

**【概要（勧告事案）】（令和 5 年 9 月 15 日勧告）**

当社において、経営陣が極端な営業推進を行ったことにより、適合性原則に抵触する勧誘が長期的・継続的に行われていた。

**【検査結果の要旨】**

当社の営業員は、会話がかみ合わない、数分前の会話を覚えていないなどといった顧客の様子から、顧客が少なくとも外国株式取引を行えるほどの認知判断能力を持ち合わせていないと認識していたにもかかわらず、顧客属性に照らして顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を行うことなく金融商品取引契約を締結する行為等を行っていた。

当社には顧客の適合性を軽視した極端な営業優先の企業風土が形成されており、営業推進態勢が不適切な状況であった。また、コンプライアンス上の問題点を声に出しづらい社風になっていた上、当社のモニタリング及び内部監査は形骸化し、実効性のある検証は行われておらず、当社の法令等遵守態勢は不適切な状況であった。さらに、経営陣は極端な営業推進を行う中で、法令等遵守及び内部管理態勢の確立・整備が後回しとなり、脆弱な内部管理態勢を看過しているなど経営管理態勢が不適切な状況であった。

【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

一部の業務停止（1か月）

外国株式の売買等業務のうち、新規の勧誘を伴う業務の停止。

業務改善命令

本件に係る根本的な原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。

- ① 今回の処分を踏まえた本件に係る経営陣を含む責任の所在の明確化
- ② 法令等遵守に取り組むよう経営姿勢を刷新し、適合性原則を踏まえた顧客への勧誘及び説明が適切に行われる業務運営態勢、経営管理態勢、並びに内部管理態勢の構築及び強化
- ③ 法令等の遵守及び適正かつ健全な業務運営を前提としたビジネスモデルの構築
- ④ 本件行政処分の内容についての顧客に対する適切な説明

本件事案の概要図

※説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている



⑤ 外国為替証拠金取引業者

- 改ざんしたデータを使用してストレステストを実施している状況〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第21号の4、第21号の5、第21号の6〕【アヴァトレード・ジャパン】

**【概要（勧告事案）】（令和6年4月23日勧告）**

当社は、ストレステストの結果が悪化することを回避するため、改ざんした顧客データを使用してストレステストを実施していた。

**【検査結果の要旨】**

当社の社長は、ストレステストの結果が悪化しつつあったことから、さらなる悪化を回避するため、親会社のコンプライアンス部門の最高責任者に対し、ストレステストに使用する顧客データの改ざんを依頼し、ストレステストに使用する顧客データから大口取引顧客の上位数名のデータを削除したうえで、ストレステストを実施した。その後、再度ストレステストの結果が悪化してきたことから、当社社長は親会社に対して、資金提供を依頼した。しかし、親会社が積極的に応じる姿勢を示さなかったことから、当社社長は当社監査室長に対し、顧客データの改ざんを指示し、当社監査室長は顧客データの一部を削除したうえでストレステストを実施した。

**【本件勧告事案に係る行政処分の概要】**

**業務改善命令**

- ①本件に係る責任の明確化を図ること。
- ②法令等遵守態勢を抜本的に見直し、経営管理態勢、内部管理態勢及び内部監査態勢の充実及び強化を図ること。
- ③本件を踏まえ、今後経営の健全性を確保する必要性が生じた場合に備えた態勢整備を親会社との間で講ずること。

**(2) 登録金融機関・関連第一種金融商品取引業者**

- 銀証間における不適切な顧客情報の共有等〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第5号、金商法第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第12号〕【三菱UFJ銀行】

**【概要（勧告事案①）】（令和6年6月14日勧告）**

当行は、親法人等である三菱UFJモルガン・スタンレー証券との間において、法人顧客から情報共有を禁止されていること等を認識しながら当該法人顧客に関する非公開情報の授受を行った。

**【検査結果の要旨】**

A社株式の売出しに関する非公開情報について、A社は役員自ら当行に対し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUFJ証券（以下総称して「系列証券会社」という。）への情報提供の禁止を再三伝達していた。当行専務執

行役員（当時）は当該情報提供が禁止されていることを認識していたにもかかわらず、系列証券会社が当該売出しに係る主幹事としてのポジションを獲得するため、当該売出しの実行時期、金額、方法等に関する情報を三菱UFJモルガン・スタンレー証券に提供した。

また、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じる必要があるところ、社内規程に基づく適切な管理を行わないなど、法人関係情報の不適切な管理も認められた。このほか、当行行員による専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買も行われており、このうち少なくとも4銘柄については、職務上知り得た法人関係情報に基づく不適切な有価証券の売買であった。

➤ 登録金融機関による有価証券関連業の禁止〔金商法第33条第1項〕【三菱UFJ銀行】

【概要（勧告事案②）】（令和6年6月14日勧告）

当行は、上場会社等に対して、系列証券会社を有価証券の引受先とするよう交渉及び勧誘する行為を行っていた。

【検査結果の要旨】

B社の社債発行に関し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の提案内容が他社に劣後している状況を把握した当行は、B社に対して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の引受シェアが全くないと厳しいため、引受けシェアを与えてもらえるよう繰り返し交渉を行った。しかし、B社から三菱UFJモルガン・スタンレー証券に引受けシェアを与えない方針があらためて伝えられたことから、当行はB社との間で折衝していた融資条件から金利スプレッドの引下げ、弁護士費用等を免除する一方、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の引受シェアを得られるよう交渉を行うなどした。

【本件勧告事案（①・②）に係る行政処分の概要】

業務改善命令

本件に関して、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下を実施すること。

- ① 今回の処分を踏まえた経営陣を含む責任の所在の明確化を図ること。
- ② 本件に係る根本的な発生原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。
  - ・ 経営管理態勢並びに銀証連携に係る法令等遵守態勢及び顧客情報管理態勢を含む内部管理態勢の強化

- 銀証間における不適切な顧客情報の共有等〔金商法第44条の3第1項第4号に基づく金商業等府令第153条第1項第7及び第8号、金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第5号〕【三菱UFJモルガン・スタンレー証券、モルガン・スタンレーMUFJ証券】 ※第一種金融商品取引業者

【概要（勧告事案①）】（令和6年6月14日勧告）

当社は、親法人等である銀行、証券会社との間において、法人顧客から情報共有を禁止されていること等を認識しながら、当該法人顧客に関する非公開情報の授受を行い、社内でも共有した。また受領した非公開情報を利用して引受契約の締結に係る勧誘を行った。

【検査結果の要旨】

A社株式の売出しに関する非公開情報について、A社は役員自らが三菱UFJ銀行に対し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUFJ証券への情報提供の禁止を再三伝達していたが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券代表取締役副社長（当時）は、当該売出しの実行時期、金額、方法等に関する情報を三菱UFJ銀行から受領し、これを社内関係者に共有及びモルガン・スタンレーMUFJ証券に提供したほか、当該非公開情報を利用して、引受契約の締結に係る勧誘を行うなどした。

また、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じる必要があるところ、社内規程に基づく適切な管理を行わないなど、法人関係情報の不適切な管理も認められた。

- 登録金融機関による有価証券関連業の禁止を看過・助長したうえで不適切に金融商品取引契約を締結している状況〔金商法第51条、第44条の3第1項第2号〕【三菱UFJモルガン・スタンレー証券】 ※第一種金融商品取引業者

【概要（勧告事案②）】（令和6年6月14日勧告）

当社は、三菱UFJ銀行が有価証券関連業を行っている状況について把握していたにもかかわらず、この状況を看過・助長したうえで金融商品取引契約を締結するなどした。また、不適切な銀証連携の防止に取り組んでいたが、内部管理態勢が不十分であった。

【検査結果の要旨】

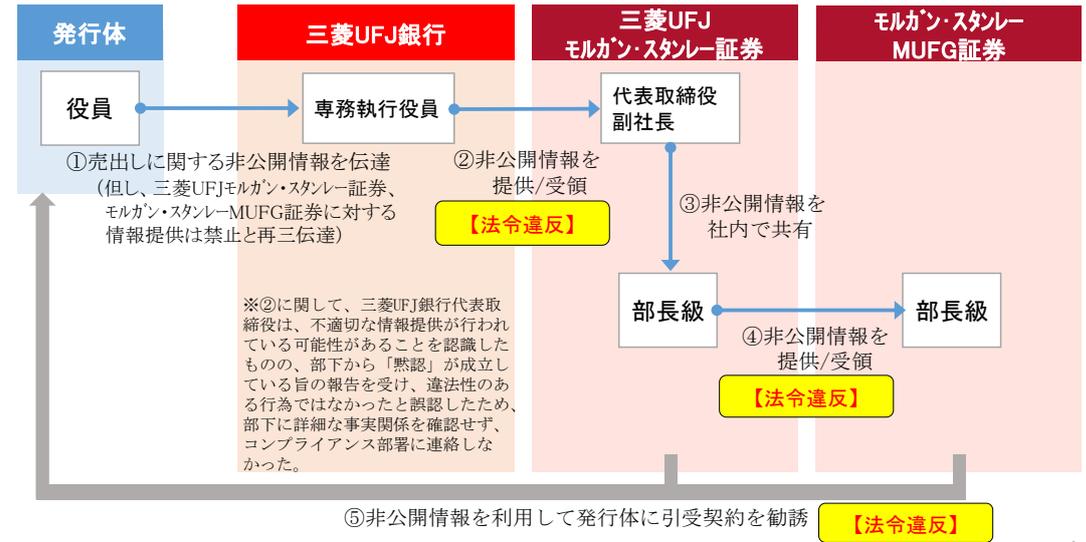
当社は、三菱UFJ銀行が引受業務を行っていること、三菱UFJ銀行が所定の契約条件の融資を行う場合の最低条件として当社の引受シェアを引き上げてほしい旨

の抱き合わせ勧誘を行っていること、及び三菱UFJ銀行により所定の契約条件の融資が行われていることを知りながら、顧客との間で引受契約を締結する等していた。また、不適切な銀証連携の防止に取り組んではいたものの、コンプライアンス部署によるモニタリングが不十分であったことなどから、三菱UFJ銀行の法令違反行為を看過しており、不適切な銀証連携を防止するための内部管理態勢は不十分であったと認められた。

**【本件勧告事案（①・②）に係る行政処分の概要】**  
**業務改善命令**  
 本件に関して、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下を実施すること。  
 ① 今回の処分を踏まえた経営陣を含む責任の所在の明確化を図ること。  
 ② 本件に係る根本的な発生原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。  
 ・ 経営管理態勢並びに銀証連携等に係る法令等遵守態勢及び顧客情報管理態勢を含む内部管理態勢の強化

(1)銀証間における不適切な顧客情報の共有等  
 ～非公開情報の提供/受領の禁止（ファイアーウォール規制違反）～

**【事案概要】**  
 顧客が、三菱UFJ銀行に対して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、モルガン・スタンレーMUFG証券への情報提供を禁止していたにもかかわらず、三菱UFJ銀行は三菱UFJモルガン・スタンレー証券に情報を提供し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は三菱UFJ銀行から受領した情報をモルガン・スタンレーMUFG証券に提供した。三菱UFJモルガン・スタンレー証券、モルガン・スタンレーMUFG証券は受領した情報を利用して顧客に勧誘を行った。



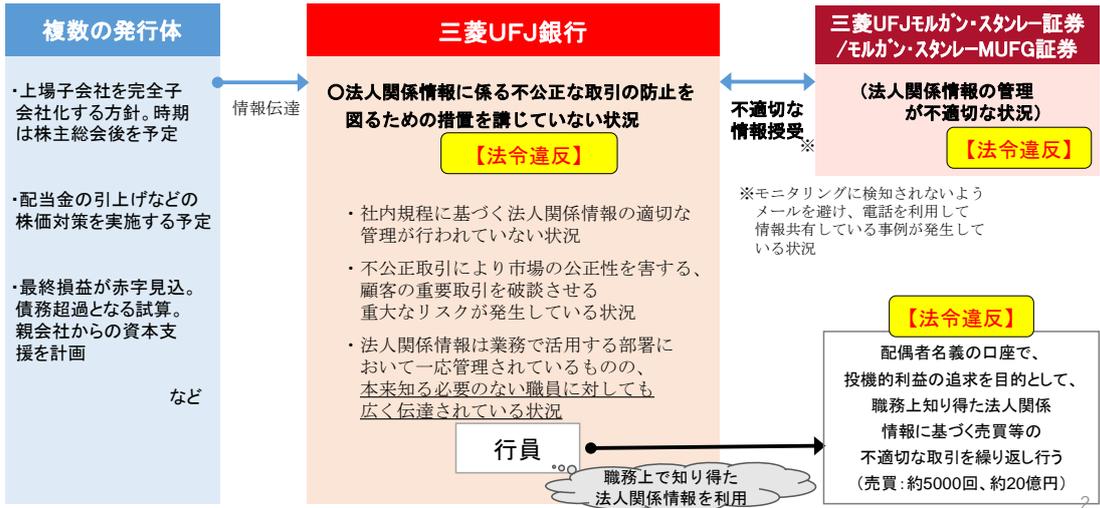
(1) 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

～ 法人関係情報の管理態勢不備（行員における投機的な利益追求取引を含む）～

【事案概要】

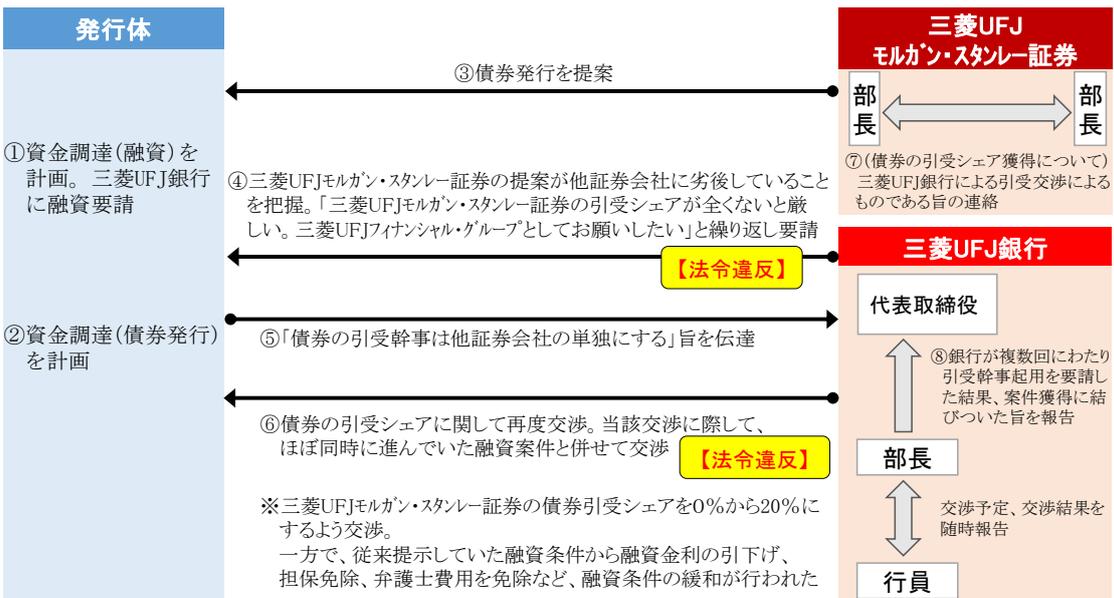
三菱UFJ銀行の行員は、顧客の意思に反し、不適切な法人関係情報の授受を繰り返し行っているなど、法人関係情報を適切に管理できていない状況。一部部署では、Need to Know原則に反し、本来知る必要のない職員に対しても法人関係情報が広く伝達されている状況。  
このような管理態勢不備に起因して、行員個人の不適切取引が発生している状況。

(注) Need to Know原則: 顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則  
〔金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-4などを参照〕

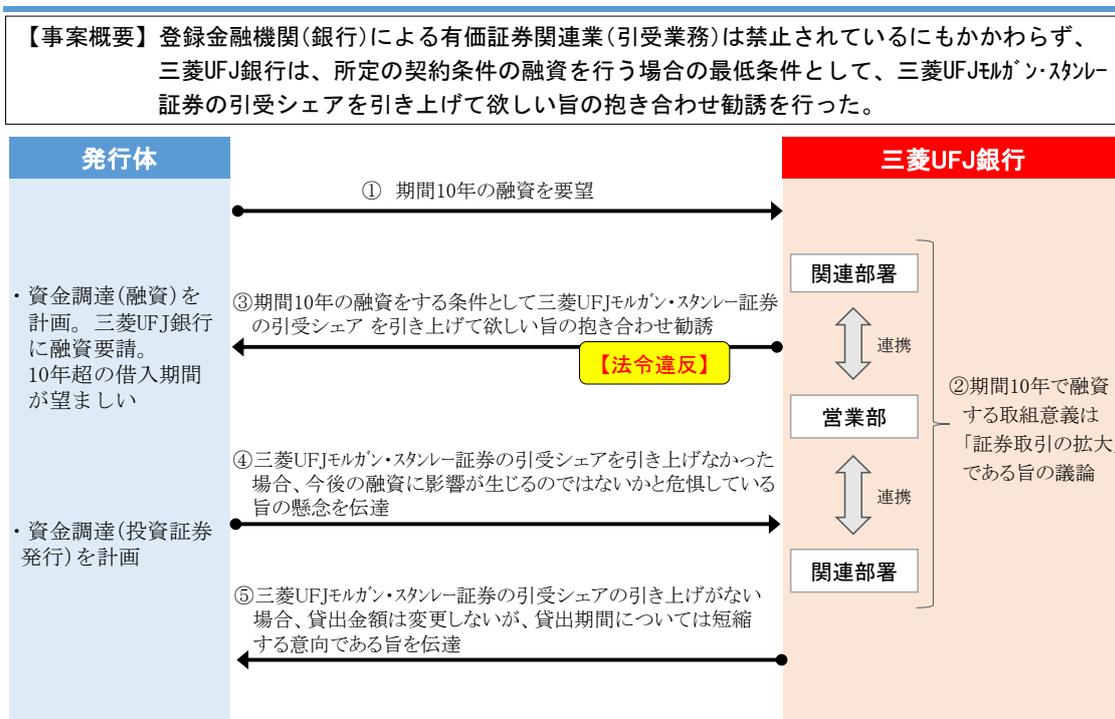


(2) 登録金融機関による有価証券関連業の禁止①

【事案概要】登録金融機関（銀行）による有価証券関連業（引受業務）は禁止されているにもかかわらず、三菱UFJ銀行は三菱UFJモルガン・スタンレー証券の引受幹事シェアに関する交渉を繰り返し行った。



(2)登録金融機関による有価証券関連業の禁止②



4

(3) 投資運用業者

- 利益相反リスク管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社において、利益相反リスク管理態勢に係る不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社が運用を行う投資法人について、利害関係者から物件を取得する際の自社査定にあたり採用した利回りの妥当性の検証記録が残されていなかったほか、利害関係者からの物件取得に関する交渉経緯記録が残されていないなど、利害関係者との取引について事後的な検証が困難な状況が認められた。

(4) 投資助言・代理業者

- 顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況〔金商法第41条第1項〕【あすなろ】

【概要(勧告事案)】(令和6年5月24日勧告)

当社において、顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社における投資助言業務統括者である甲部長は、当社が買付推奨の助言（配信）を行った銘柄（以下「単発スポット銘柄」という。）55銘柄のうち、少なくとも20銘柄について、特定の顧客に対し、単発スポット銘柄の配信前に助言銘柄を伝達するとともに売買等の助言を行っていた。

また、甲部長は、上記行為に加え、一部の顧客に対し、単発スポット銘柄の配信前に、銘柄名は伝達しないものの、どの程度の価格の銘柄かなどを伝達し、配信直後に銘柄名を伝達したらすぐに発注できるよう、準備を依頼したうえで、配信直後に当該銘柄名や成行注文による買付け等の助言を行っていた。

当社は、単発スポット銘柄の決定を行ってから配信を行うまでの情報管理方法に係る規定を定めておらず、情報管理が不十分な状況であるなど、上記の行為を防止するための内部管理態勢を構築していない状況であったことから、上記の行為を見過ごしていた。

**【本件勧告事案に係る行政処分の概要】**

業務停止（2か月）

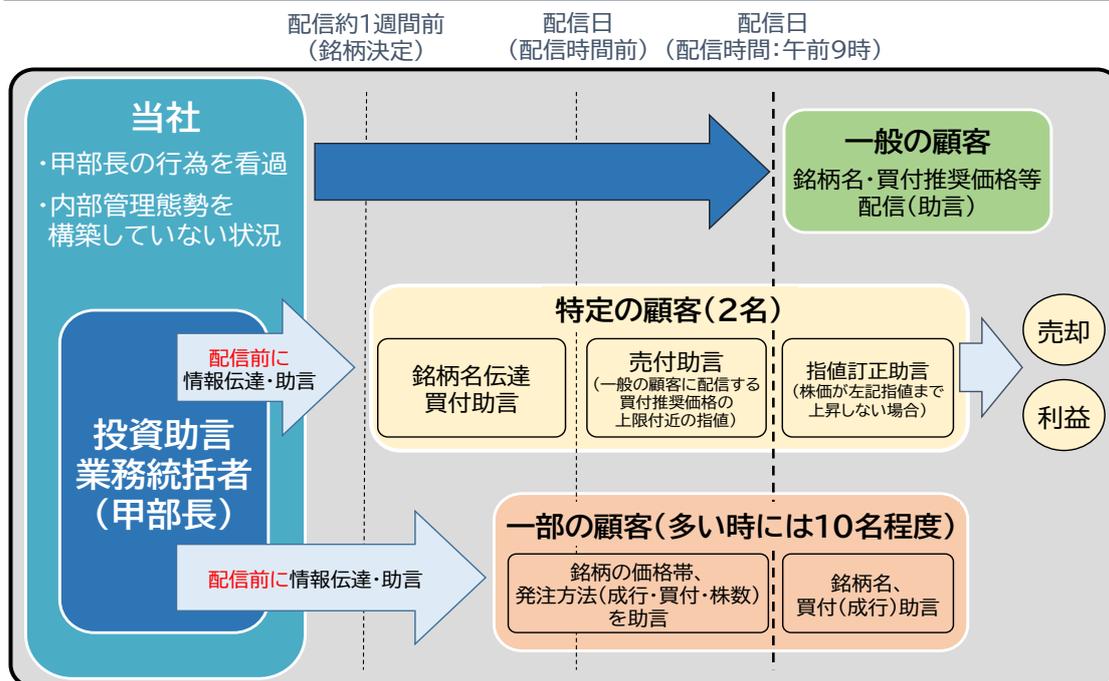
新たな投資顧問契約（契約金額の増額を伴う変更契約を含む。）の締結に係る勧誘・契約締結の停止

業務改善命令

- ①本件の発生原因を分析し、適切な業務運営態勢及び内部管理態勢の構築を含む再発防止策を策定・実施すること。
- ②全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
- ③本件法令違反行為の責任の所在を明確にすること。

本件事案の概要図

※説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている



- 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為等〔金商法第 38 条第 1 号、金商法第 38 条第 9 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕【エフ・ポート】

【概要（勧告事案①）】（令和 6 年 6 月 18 日勧告）

当社は、顧客に対し虚偽の内容を告げたり、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をしたりして投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、顧客に対し、当社助言者が億円単位での取引実績や 1 億円以上の利益を上げた事実はないにもかかわらず「現役億トレーダー」であること、実際に助言した事実がない銘柄にもかかわらず短期急騰株の的中実績銘柄であること、過去の助言どおりに取引した場合の最大損失率は 46.2% であるにもかかわらず 12% であることなどの虚偽の事実を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。

また、当社は、顧客に対し、投資助言・代理業の登録をもって当局が当社の安全性及び助言内容の品質を保証しているかのような説明、実質的な退会率が 12.3% であるにもかかわらず退会率 1% 以下と説明、短期急騰株の的中実績とする 3 銘柄の急騰日が顧客に売り推奨を行った日付及び株価であるかのような資料の提示、実際の投資顧問契約締結者数が 3,058 名であるにもかかわらず投資顧問契約締結者数が 1 万名以上存在するかのような説明をして、投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。

- 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況〔金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及びへ、第 52 条第 1 項第 1 号〕【エフ・ポート】

**【概要（勧告事案②）】（令和 6 年 6 月 18 日勧告）**

当社は、投資助言・代理業を適確に遂行するための人的構成・必要な体制を有していない状況が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、当社発行済株式 100%を保有する者により実質的に支配され、その者の指示に基づき当社資金が実質的支配者の運営する会社等に流出しているほか、見込顧客の紹介を委託していた外部委託先が見込顧客と当社との間の投資顧問契約を当社の関与なく締結していることを放置する等の不適切な業務運営を行っていた。

また、当社のコンプライアンス責任者は、当社の運営に積極的に関与せず、上記の不適切な業務運営を放置していることに加え、内部管理責任者を含む当社役職員は実質的支配者に言われるがまま業務を行っているなど、当社は、法令違反行為や不適切な業務運営をけん制・抑止する態勢となっておらず、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成・必要な体制を有していない状況となっていた。

**【本件勧告事案（①・②に係る行政処分概要）】**

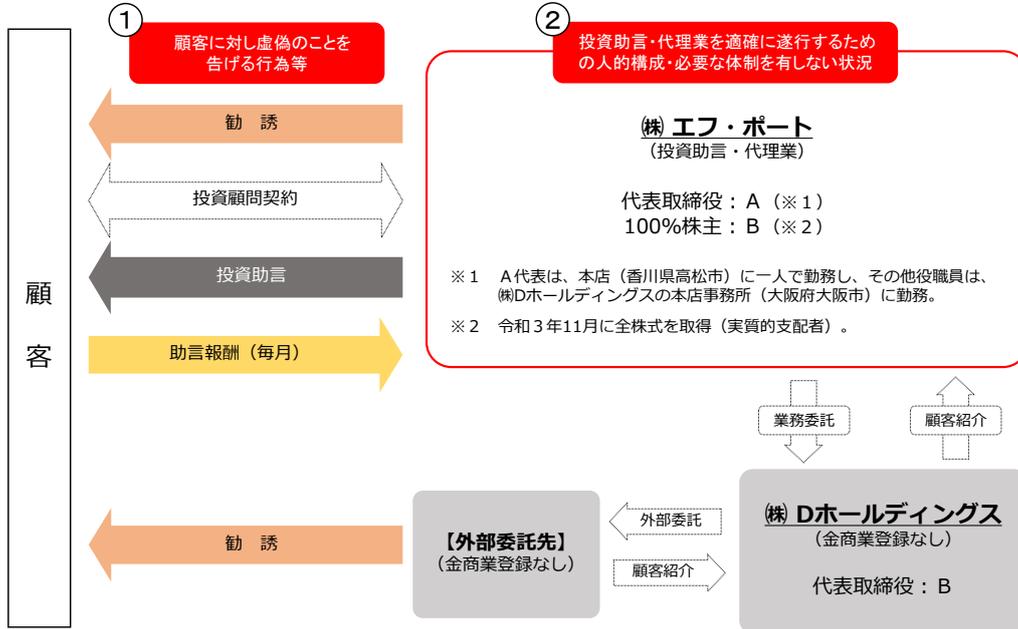
登録取消し

業務改善命令

- ① 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
- ② 当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。

本件事案の概要図

(注) 本概要図は本事案の一部を省略して記載



**(5) 第二種金融商品取引業者**

- 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽の事を告げる行為 [金商法第38条第1号]

【概要】

当社は、金銭の貸付けを出資対象とするファンド（以下「貸付型ファンド」という。）の募集ページにおいて、貸付金の資金用途に関し、虚偽の内容を告げて、当該ファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた。

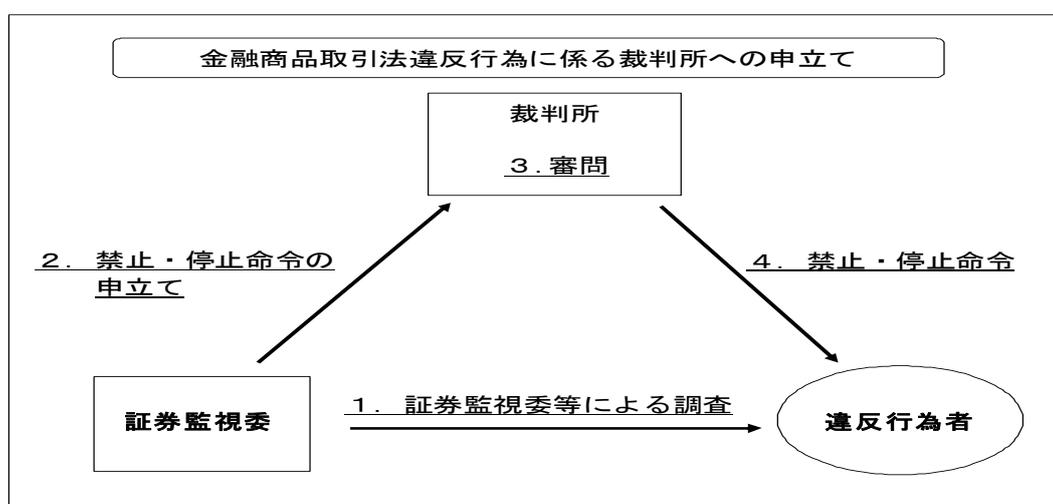
【検査結果の要旨】

当社は、不動産事業者が新たに不動産を購入するための貸付けを目的とした貸付型ファンドに関し、実際には当該不動産事業者が借入金を返済するにあたり要した自己資金の補填にあてられていたにもかかわらず、当該ファンドの募集ページにおいて、資金用途は不動産の仕入資金とする旨を記載し、当該ファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた。

### 3 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

金商法第 29 条に基づく登録を受けることなく金融商品取引業を行っている業者等（以下「無登録業者等」という。）による投資者被害を防止するため、無登録業者等に対しては金商法第 187 条に基づく調査を行い、調査の結果に基づき同法第 192 条第 1 項に基づく裁判所への禁止・停止命令の発出を求める申立て（以下「192 条申立て」という。）を行っている。

証券監視委からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止が命じられる。



令和 5 事務年度に 192 条申立てを行った事例の概要は、以下のとおり。

➤ Global Investment Lab 株式会社外 3 名

**【概要】**

当社は、金商法第 29 条の登録等を受けずに、外国法令に基づく集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを業として行っていた。

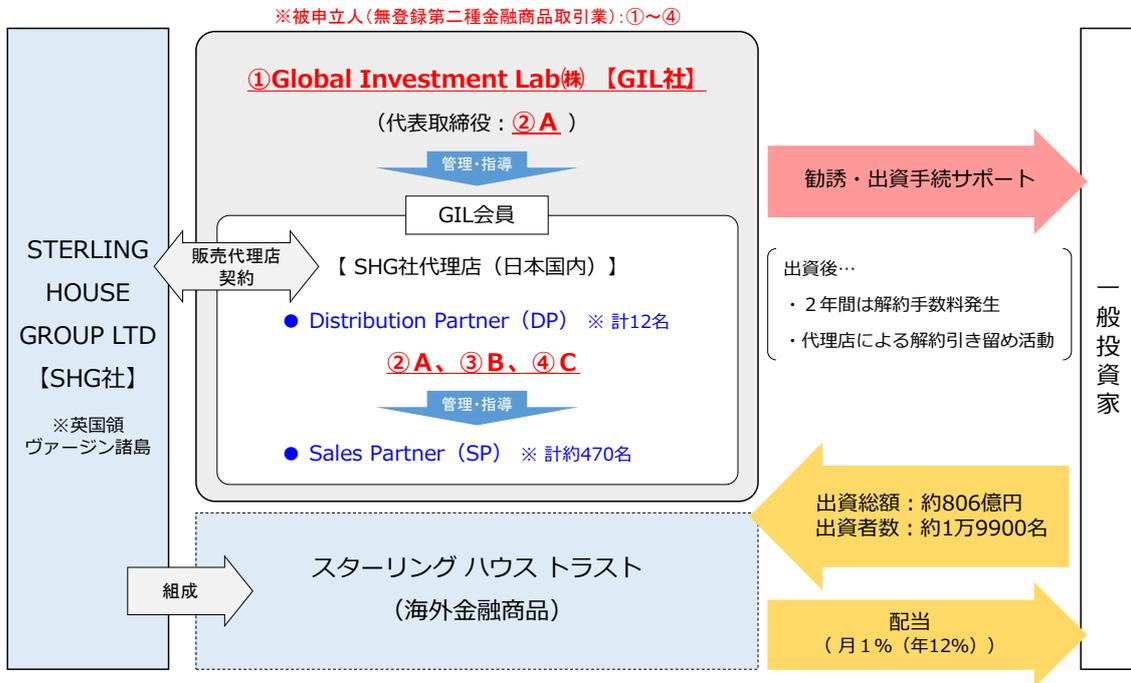
**【申立ての要旨】**

当社に登録している販売代理店は、当社の管理・指導のもと、金銭問題に関する勉強会、SNS、有志の交流会、知人からの紹介等を通じて、資産運用に興味をもっている一般投資家に対して、海外法人である STERLING HOUSE GROUP LTD が組成する海外金融商品である STERLING HOUSE TRUST Series7 Greenback Program（以下「スターリングハウストラスト」という。）に関し、説明資料を示して当該商品の概要や利点等を説明する方法により、出資の勧誘を行い、出資を希望した一般投資家に対して、契約の締結等の事務手続に関するサポートを行い、平成 27 年 3 月から令和 6 年 5 月までの間に、約 1 万 9900 名の一般投資家に対し、合計約 806 億円の出資をさせていた。

3 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

【本件事案の概要図】

(注) 本概要図は本事案の一部を省略して記載



## 無登録業者について

### ○ 無登録で金融商品取引業を行う者（無登録業者）に関する問題

日本の居住者を相手に、FX取引、投資信託の勧誘等の金融商品取引業を行うためには、金商法に基づく登録を受ける必要があります。

金商法に基づく登録にあたっては、虚偽表示や誇大広告の禁止や投資者等から預かった資金の分別管理、トラブル時の対応窓口の設置、業務運営状況の管理などといった投資者保護のための態勢を整備することが必要となります。

これに対し、金商法上の登録を受けていない無登録業者は、上記の投資者保護のための態勢が確保されているか当局で確認ができず、登録を受けている業者と同等の態勢が整っておらず、投資者被害が発生する可能性が高くなります。実際に、預けた資金を出金しようとした際、これまで出金できていたにもかかわらず、出金の拒否や法外な出金手数料を請求されたりするほか、これまで連絡が取れていたのに急に連絡が取れなくなるなどといったトラブルが多発しています。

このような無登録業者による金融商品取引業の横行を放置しておけば、投資者保護の観点から問題であることはもちろんのこと、「投資」という行為自体に対する国民一般の認識が悪化する結果を招きかねず、ひいては金融商品への投資を通じた経済への成長マネーの供給や国民の資産形成への阻害要因ともなりかねません。

### ○ 証券監視委の取組み

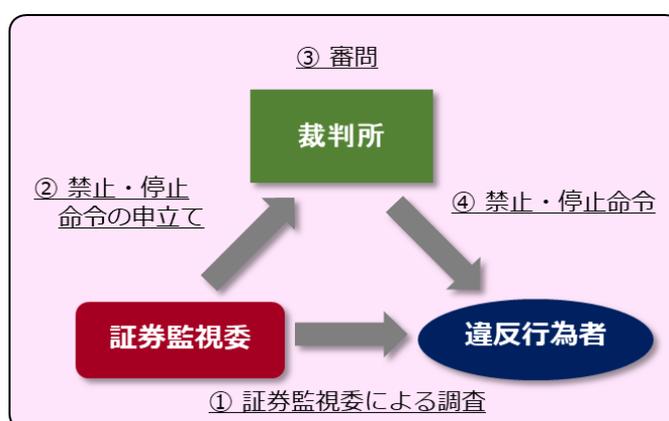
証券監視委は、金商法第192条第1項に基づく無登録業者等による金商法違反行為の禁止・停止命令に係る裁判所への申立て（以下「192条申立て」といいます。）、及びこれを行うために必要な金商法第187条に基づく調査（以下「187条調査」といいます。）を行っています。

192条申立ては、証券監視委からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるというもので（手続の概要は下図参照）、平成22年度以降、これまで合計31件の申立てを行っています。

また、近時、SNS型投資詐欺等の一層複雑化・巧妙化する投資詐欺等においては、無登録業者である可能性がある者からの勧誘による被害が多数発生しているところ、令和6年6月に策定された「国民を詐欺から守るための総合対策」においては、無登録業者の排除のための取組を積極的に推進することが盛り込まれています。

こうした点も踏まえ、証券監視委としては、引き続き、無登録業者を排除することにより投資者被害の拡大を防止するため、187条調査及び192条申立てを積極的に行ってまいります。

(図) 手続の概要



金融商品取引を行うに当たっては、取引相手方業者が金融庁（財務局）へ登録等を行っているか否かの確認を行うことが重要であることから、金融庁ホームページ（下記 URL 参照）で、ご確認ください。

- 免許・許可・登録等を受けている業者一覧  
(<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>)

無登録で金融商品取引業を行っているとして、金融庁（財務局）が警告を行った者については、その名称等を金融庁ホームページ（下記 URL 参照）で確認することができますので、ご確認ください。

- 無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について  
(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html>)

表1 検査終了件数

(単位：件)

区 分	元年7月 ～2年6月	2年7月 ～3年6月	3年7月 ～4年6月	4年7月 ～5年6月	5年7月 ～6年6月
検 査 終 了 件 数	67	52	44	52	81
金 融 商 品 取 引 業 者	59	44	38	40	68
第一種金融商品取引業者	41	36	28	20	42
投 資 運 用 業 者	4	4	5	7	6
投 資 助 言 ・ 代 理 業 者	10	2	4	9	14
第二種金融商品取引業者	4	2	1	4	6
登 録 金 融 機 関	2	0	2	7	5
適格機関投資家等特例業務届出者	1	0	2	0	0
金 融 商 品 仲 介 業 者	2	3	1	2	3
信 用 格 付 業 者	1	1	0	0	0
自 主 規 制 機 関 等	0	2	0	0	2
投 資 法 人	0	1	1	3	1
そ の 他	2	1	0	0	2

(注1) 「検査終了件数」とは、事務年度中に検査が終了した件数をいい、前事務年度以前着手分を含む。なお、支店単独検査は含まない。

(注2) 令和元年7月～2年6月の件数は、新型コロナウイルス流行の影響のため中断したものを含む。

表2 勧告実施件数

(単位：件)

区 分	元年7月 ～2年6月	2年7月 ～3年6月	3年7月 ～4年6月	4年7月 ～5年6月	5年7月 ～6年6月
検査の結果に基づく勧告	13	3	5	7	9
証券監視委の行った検査に基づく勧告	2	1	2	1	4
財務局等の行った検査に基づく勧告	11	2	3	6	5

表3 問題点が認められた業者等の数

区 分	元年7月 ～2年6月	2年7月 ～3年6月	3年7月 ～4年6月	4年7月 ～5年6月	5年7月 ～6年6月
問題点が認められた業者等の数	45	17	27	32	29
不公正取引に関するもの	3	1	2	4	4
投資者保護に関するもの	22	5	18	26	21
財産・経理等に関するもの	3	1	1	2	4
その他業務運営に関するもの	31	10	30	23	20

(注1)「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

(注2)「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

(注3)「その他業務運営に関するもの」には、システムリスク管理態勢の不備や取引時確認の不備等が含まれている。

なお、令和5事務年度においては、内部管理態勢やマネロン対策に係る不備等が認められた。

表4 法令違反行為別の勧告件数（令和元年7月～令和6年6月）

法令違反行為	業 態						合 計
	第一種	投資 運用業	投資助言 ・代理業	登録 金融機関	適格機関 投資家等 特例業務	金融商品 仲介業	
無登録募集等	1		1		1	1	4
人的構成を有しない状況	1		7				8
法定純財産額に満たない状況	1						1
金融機関の有価証券関連業の禁止				1			1
名義貸し			3		1		4
広告表示事項の未記載			1				1
事実に相違する広告等	1		6				7
顧客に対する虚偽告知			5				5
勧誘受諾意思確認義務違反	1						1
再勧誘の禁止違反	1						1
説明義務違反	2						2
重要な事項に関する誤解表示			2				2
特別の利益の提供	1						1
投機的利益の追求を目的とした有 価証券売買				1			1
職務上の地位を利用した有価証券 売買			2				2
作為的相場形成	1						1
損失補てん	1						1
適合性原則違反	2						2
法人関係情報の管理不備	2			1			3
売買管理態勢の不備	1						1
協会規則に定めるストレステスト の未実施等	1						1
スキヤルピング行為（注）			2				2
忠実義務違反		3	1				4
善管注意義務違反		2					2
信用供与を利用した抱き合わせ販 売	1						1
非公開情報の授受	3						3
非公開情報を用いた勧誘	2						2
虚偽の事業報告書の提出等	1				1		2
虚偽の事業報告書の縦覧	1						1
届出事項の未届出等	1						1

法令違反行為	業 態						合 計
	第一種	投資 運用業	投資助言 ・代理業	登録 金融機関	適格機関 投資家等 特例業務	金融商品 仲介業	
自己資本規制比率の法定基準未滿	1						1
法定帳簿の未作成・未保存			1				1
業務の運営等に問題のある行為	4		1	2	1		8
報告徴取命令の虚偽報告等					1		1
検査忌避	1						1
相場操縦	1						1
合 計	33	5	32	5	5	1	81

(注) 顧客取引を利用して第三者の利益を図る目的をもって行った正当な根拠を有しない助言行為をいう。

### **Ⅲ. 検査指摘事例**

**(令和元事務年度～令和4事務年度)**

## 1 第一種金融商品取引業者

### (1) 顧客勧誘の状況に係る事項

- 仲介業者の不適切な勧誘行為や法令違反行為を防止するための措置が十分でない状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和4事務年度】

#### 【概要】

当社は、金融商品仲介業者（以下「仲介業者」という。）との間で金融商品仲介業務に係る委託契約を締結しているところ、委託先仲介業者の所属営業員による不適切な勧誘行為や法令違反行為のほか、同社の内部管理態勢に不備が認められ、当社において、こうした事態の防止に向けた委託先仲介業者に対する周知・徹底、改善指導等の措置が十分でない状況が認められた。

#### 【検査結果の要旨】

委託先仲介業者において、顧客の理解度確認が十分にされないまま行われた所属営業員主導の取引により、当該顧客に多額の損失又は手数料が発生している事例等が認められた。このような中、当社のモニタリングは、適合性原則に照らした問題点を確認する観点欠缺していたことなどにより、上記不適切な勧誘事例が生じている実態を把握できていない。さらに、当社は、委託先仲介業者に所属する営業員の勧誘状況等のモニタリングを委託先仲介業者に委ねるとしてその実態を十分把握していないことから、委託先仲介業者における内部管理態勢上の不備を発見し是正するといった措置を講じることができていない。

また、委託先仲介業者の所属営業員が専ら自身の売買益を獲得する目的をもって、有価証券の売買取引を行っていたところ、当社は、当該所属営業員による自己取引は法令違反行為には該当しないと誤った判断を下し、適切な措置を講じていない。さらに、当社は、委託先仲介業者の所属営業員における自己取引の管理等については、各委託先仲介業者に委ねるとしていたことから、委託先仲介業者における内部管理態勢上の不備を発見し是正するといった措置を講じることができていない。

- 適合性原則に抵触する業務運営〔金商法第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第1号、金商法第40条第1号〕：【令和4事務年度 ちばぎん証券】

#### 【概要（勧告事案）】（令和5年6月9日勧告）

当社において、適合性原則に抵触する勧誘が長期的・継続的に発生している状況、適合性原則を遵守するための態勢が不十分な状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、顧客属性を適時適切に把握しないまま、多数の顧客に対し、長期的・継続的に複雑な仕組債を勧誘した。また、顧客属性に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を行わなかった。

当社に対して、仕組債に係る苦情が寄せられたものの、その大半を「一方的申出」として処理したことから、苦情を業務改善に活用できなかったほか、自主規制機関からの計3回に及び注意喚起を受け、社長も参加する苦情対策のための会議体を設置したものの、適合性遵守のための態勢整備が行われなかった。

【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

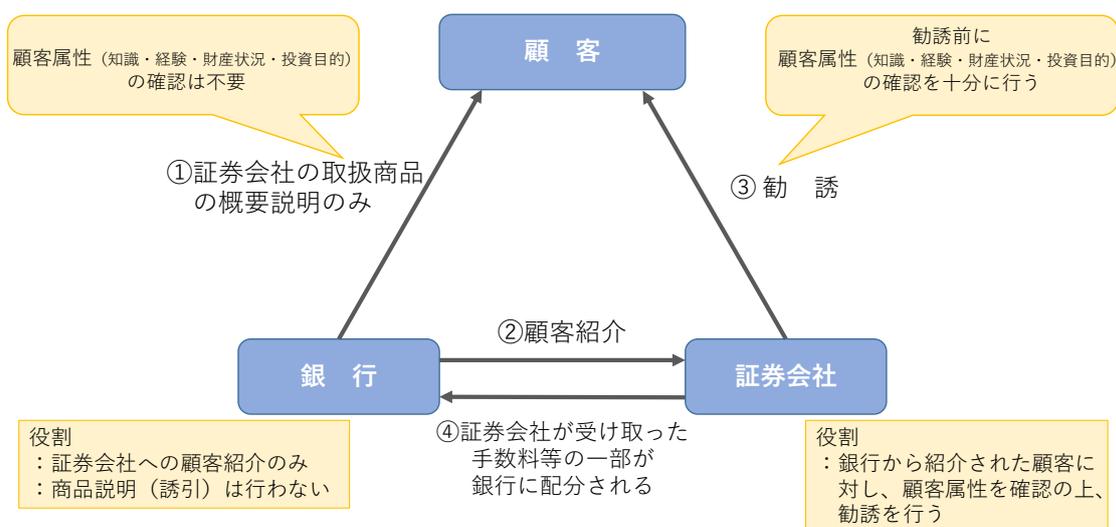
業務改善命令

本件に係る根本的な原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。

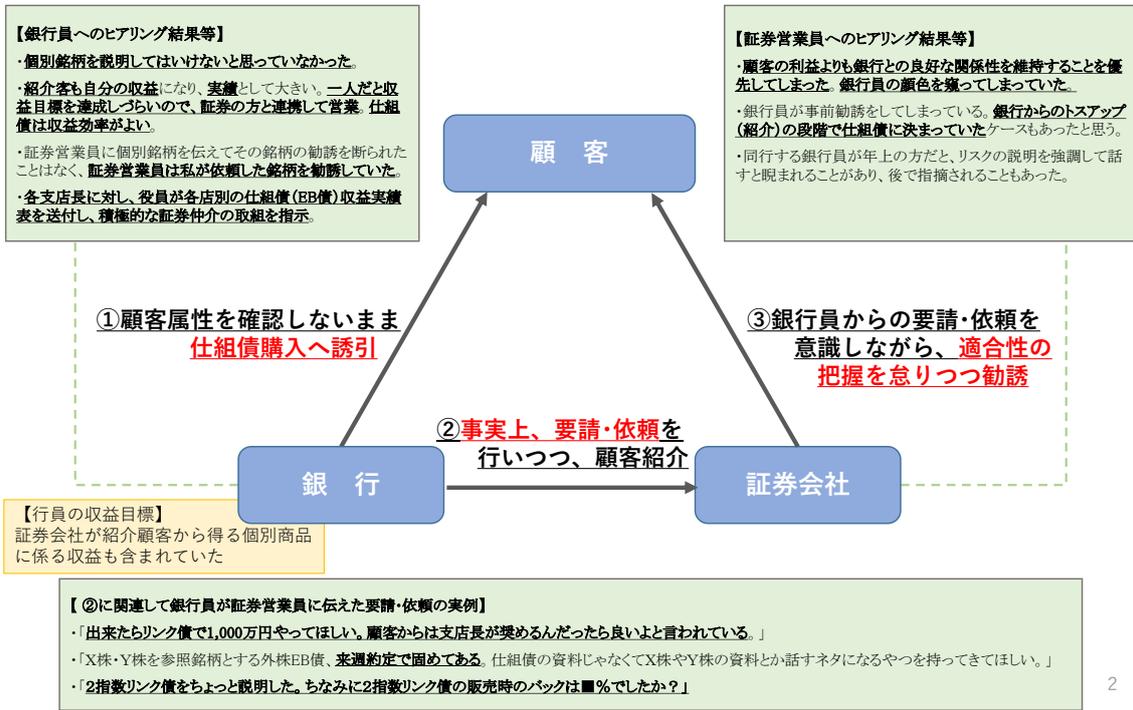
- ① 適合性原則を踏まえた顧客への勧誘及び説明が適切に行われる業務運営態勢の構築、並びに、経営管理態勢及び内部管理態勢の強化
- ② 法令等の遵守及び適正かつ健全な業務運営を前提としたビジネスモデルの構築
- ③ 今回の処分を踏まえた本件に係る経営陣を含む責任の所在の明確化
- ④ 千葉銀行又は武蔵野銀行と連携し、本件行政処分の内容についての顧客に対する適切な説明

本来想定されていたビジネススキーム

※本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされている

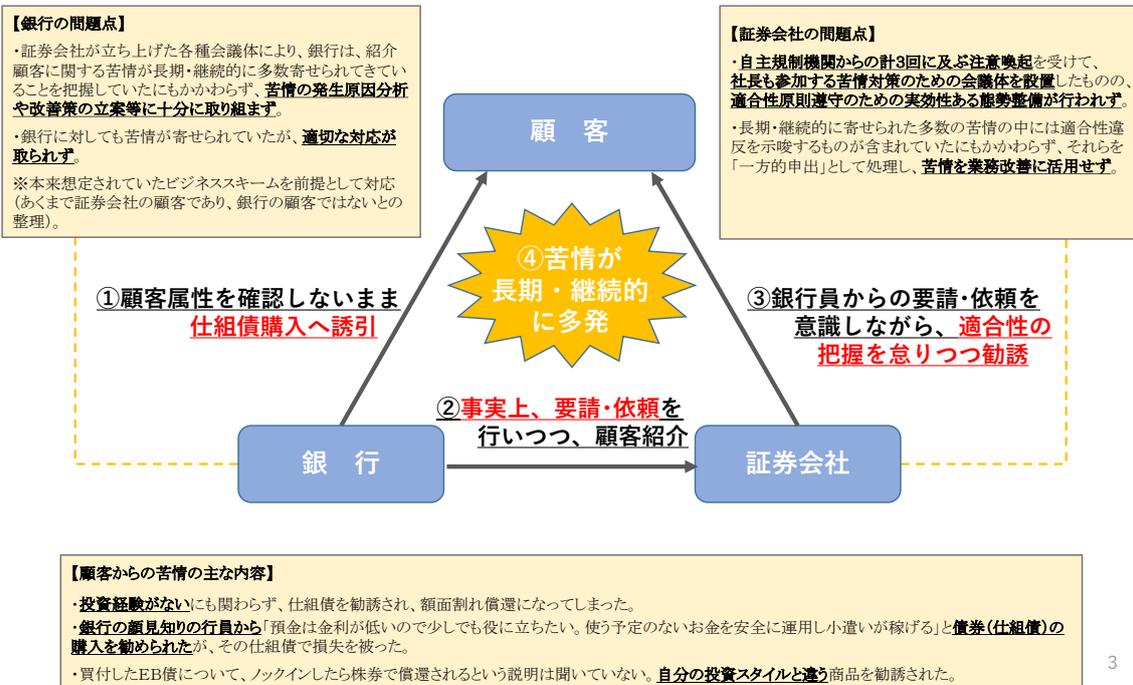


実態：検査で把握された不適切な誘引・勧誘の状況



2

実態：検査で把握された不適切な苦情処理の状況



3

- 営業員における不適切な投資勧誘等〔金商法第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第11号、金商法第37条の2〕：【令和3事務年度】

【概要】

当社において、営業員における不適切な投資勧誘等が認められた。

【検査結果の要旨】

当社の営業員は、国内株式の取引を行う顧客に対し、無断売買を行っていた。

また、外国株式の取引を行う顧客に対しても、委託取引と店頭取引が選択できる状況であるにもかかわらず、取引方法の違いや、合理的な理由を説明することなく手数料の高い店頭取引のみ勧誘する行為等が認められた。

- スリッページの発生状況に関して著しく事実に相違する表示のある広告をする行為〔金商法第37条第2項〕：【令和2事務年度】

【概要（勧告事案）】（令和2年8月4日勧告）

ウェブサイトにおける広告及び雑誌広告（以下、これらの広告を総称して「ウェブ広告等」という。）において、著しく事実に相違する行為が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、提供する店頭為替証拠金取引に係るシステムについて、成行注文の場合、顧客が発注した時点の価格と約定価格との価格差（以下「スリッページ」という。）の発生を排除できない仕様となっていることを認識していたにもかかわらず、ウェブ広告等において、「スリッページなし（0%）、A社調べ」との著しく事実に相違する記事を掲載した。

当社は、スリッページの発生率等に関して外部の調査会社であるA社に調査を依頼し、その調査結果では実際にスリッページが複数回発生しており、A社からスリッページが発生していることをうかがわせる報告を口頭で受けていた。しかし、A社の調査報告書には、スリッページが複数回発生していたとの調査結果が記載されていなかったことから、当該報告書を引用する形式であれば問題ないと考え、上記記事を掲載した。

上記行為は、金融商品取引業の実績に関する事項について、著しく事実に相違する表示であると認められる。

【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

業務改善命令

- ① 顧客に対し、今回の行政処分の内容を速やかに説明するとともに、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと。

- ② 広告審査態勢を構築するなど、金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。
- ③ 本件に係る責任の所在の明確化を図ること。

- 取引所為替証拠金取引に係る不適切な勧誘等〔金商法第38条第5号及び第6号〕：【令和2事務年度】

【概要（勧告事案）】（令和2年11月13日勧告）

取引所為替証拠金取引の電話勧誘において、多数の営業員が2つの法令違反行為（勧誘受諾意思確認義務違反及び再勧誘の禁止違反）を長期間にわたり、継続的かつ恒常的に行っている状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は取引所為替証拠金取引を取り扱っているところ、営業員は、見込顧客から新規口座開設に向けた勧誘を拒絶され、勧誘を行うことができなくなることを避けるため、顧客に対する当該勧誘に先立って、勧誘受諾意思の有無を確認することなく勧誘行為を行っていた（勧誘受諾意思確認義務違反）。また、見込顧客から勧誘継続の拒絶の意思表示を受けたにもかかわらず、営業員自身の営業成績の向上を優先し、後日、電話を架けて再び勧誘行為を行っていた（再勧誘の禁止違反）。

上記法令違反行為は、長期間にわたり、継続的かつ恒常的に多数の営業員により行われているが、これらが是正されなかった原因は、当社経営陣が当社の収益獲得を優先するあまり、法令等遵守を蔑ろにし、社内で広く法令違反行為が行われることによって業務を継続させていた業務運営上の問題にあり、こうした当社の経営管理態勢等が極めて杜撰であると認められる。

【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

業務改善命令

- ① 経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢（内部監査態勢を含む）を抜本的に見直し、顧客への勧誘及び説明が適切に行われる態勢を構築すること。
- ② 全社的な法令等遵守意識の向上及び健全な企業文化の醸成に向けた方策（十分な社内研修の実施等を含む）を策定し、取り組みを進めること。
- ③ 法令等を遵守し、適正かつ健全な業務運営を前提とするビジネスモデル（収支計画を含む）を構築すること。
- ④ 経営陣が不適切な業務運営を行っていたことについて、責任の所在の明確化を図るとともに、法令等遵守に取り組むよう経営姿勢を正し、適切な牽制機能が発揮される経営管理態勢を構築すること。

- 営業員主導により顧客の投資方針を変更させて高リスクの仕組債を勧誘している状況等〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和2事務年度】

**【概要】**

当社においては、営業員主導により顧客の投資方針を変更させて高リスクの仕組債を勧誘している状況や、営業部店において勧誘開始基準の管理態勢が形骸化している状況等が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社の営業部長や支店長は、当社の主力商品である日経リンク債のクーポンレートが低下していたことから、日経リンク債とは別の高クーポンの仕組債（当社において、リスクランクが最も高い商品と位置付けられている商品。以下「本件仕組債」という。）の需要はあるとの認識の下、日経リンク債を保有する顧客との取引維持のため、営業員に対し、日経リンク債のクーポンに満足しない顧客に対しては、顧客に投資方針を変更（リスク許容度が最も高い「値上がり益重視」に変更）してもらい、本件仕組債を提案することなどの指示を行っていた。

このような中、営業員は、早期償還となった日経リンク債を保有する顧客との取引維持のため、本件仕組債の勧誘開始基準を満たすために、「幅広い商品を提案したい」などと持ちかけ、承諾が得られた顧客の投資方針を変更したうえ、その勧誘を行っていた。

また、本件仕組債を勧誘するにあたっては、営業員が予め「仕組債勧誘申請書」を作成した上で、営業部店の内部管理責任者等に対し、勧誘に係る承認を得ることとしていたところ、顧客の投資方針が「値上がり益重視」に該当していない申請書であるにもかかわらず、営業部店の内部管理責任者がこれを不承認としていない状況等が認められた。

- リテール営業に係る不適切な勧誘等〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和元事務年度】

**【概要】**

高齢顧客に対し、顧客意向を軽視した勧誘や顧客の理解度に疑義があるなかでの勧誘、投資信託の売り止め（解約の引き止め）等、営業姿勢や顧客対応に問題がある状況が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、日本証券業協会における「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」を踏まえ、顧客の年齢に応じて、注文の確認や役席者の承認を必要とするなどの社内規程を定めているが、主に75歳以上の高齢顧客への勧誘状況を検証したところ、顧客意向を軽視した勧誘、営業員主導の取引、顧客の商品に対する理解度に問題がある取引及び投資信託の売り止め等の事例が認められた。

また、その背景として、顧客の高齢化が進み、収益をごく少数の高齢顧客に依存する傾向にある中、営業部門においてはコンプライアンス意識が徹底されておらず、営業優先の勧誘が改善されていないこと等が認められた。

- 営業員主導による不適切な勧誘が看過されている状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和元事務年度】

**【概要】**

多数の営業員が、回転売買等、営業員主導による手数料獲得を目的とした不適切な勧誘を行っていた。また、営業現場の実態を把握するための営業管理態勢が構築されておらず、経営陣もこうした実態を十分に把握することなく、実効性のある改善策が講じられないまま、不適切な勧誘が繰り返されていた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、多数の営業員が同一銘柄の外国株式や外国債券について、同時期に別々の顧客へ「買い」と「売り」の勧誘を行っていたほか、購入した商品を短期で売却させ、他の商品に乗り換えさせる等、手数料獲得を目的とした不適切な勧誘を行っていた。

また、当社は、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しており、同委員会では、営業検査において投資判断に矛盾のある勧誘や短期売却のおそれがある取引事例について、報告を受けていたにもかかわらず、経営陣は、回転売買抑止策の観点から再発防止を目的とした具体的な施策等の策定や顧客の損失の発生状況の確認等、営業現場の実態を把握するための営業管理態勢を構築しておらず、不適切な勧誘を看過していた。

- 金融商品取引業等の登録を受けていない者に有価証券の取得勧誘を行わせている状況〔金商法第51条〕：【令和元事務年度】

**【概要（勧告事案）】（令和元年11月26日勧告）**

当社営業員らは、社外の複数の知人ら（金融商品取引業等の登録はない。）に、有価証券の取得勧誘を依頼し、この結果、依頼を受けた知人が取得勧誘を行い、当社は顧客に有価証券を購入させた。

**【検査結果の要旨】**

当社営業員らは、金融商品取引業等の登録がない社外の複数の知人に対し、当社が販売する有価証券の勧誘資料を加工した説明用資料を配布するなどして当該有価証券の取得勧誘を依頼していた。

当該説明用資料には、当該有価証券の想定利回り、リスク、諸費用、メリット（商品の安全性等）等が記載されており、当該有価証券の内容を十分に理解でき、当該有価証

券買付への強い誘引性が認められる内容となっていることから、当該知人が当該説明用資料に基づき、当該有価証券の商品内容を顧客に説明して取得を勧める行為は、有価証券の取得勧誘行為に該当するものと認められる。

- 私募の要件を逸脱して外国投資証券の取得勧誘を行っている状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和元事務年度】

**【概要】**

外国籍ファンドの取得勧誘について、私募の取得勧誘の該当性に関する認識を誤っていたことから人数管理に不備があり、私募の要件を逸脱している状況が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、当社が私募の取扱いを行った外国投資証券における勧誘について、顧客の「勧誘を受けたい」との意思が確認され、顧客にナンバリング済み勧誘資料一式を配布することをもって勧誘としている。しかし、その前段階で行う商品説明において、外国投資証券の個別名、運用戦略、運用パフォーマンス、手数料等を説明しており、これは顧客を当該外国投資証券の取引に誘引することを目的として、実質的に取得勧誘しているものと認められ、その結果、当社の取得勧誘を行った件数は、私募の要件（50人未満）を逸脱している。

**(2) 売買管理・審査態勢に係る事項**

- 不公正取引防止に係る内部管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和元事務年度】

**【概要】**

多数の内部者登録顧客を有している中、顧客の取引が内部者取引に該当するかの実効的な確認ができていないなど、不公正取引防止に係る内部管理態勢に不備が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、富裕層の個人顧客及び関連法人を対象とした業務を行っている中、多数の顧客について内部者登録を行っているが、一部の顧客が重要事実又は投資判断に影響を及ぼすと考えられる情報の公表前に取引を行っているにもかかわらず、それらについて内部者取引に該当するかの実効的な検討を行っていないなど、不公正取引防止に係る内部管理態勢に不備が認められた。

➤ 注文管理体制が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和2事務年度】

【概要】

当社は、高速取引行為を行う顧客（以下「HST 顧客」という。）からの株式売買等の受託に係る業務に関し、異常な注文の受託及び発注を防止する観点から、一定の数量又は金額以上の発注を禁止する制限（リミット）として、発注制限措置を講じているが、当該注文管理体制の整備が十分に図られていない状況等が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、HST 顧客が使用する注文発注システム内にリミットの設定を義務付けているが、一部の HST 顧客において、当該リミットの一部の値を大幅に超過して設定していたにもかかわらず、これを看過しているなど、リミットの設定状況を把握・管理できる態勢を整備していなかった。

また、当社は、当該リミットを設定するに際しては、社内手順書に基づき、各担当部署等において、取引市場の規模等を踏まえて当該リミット値の適切性等を十分に検討した上で承認するとしているが、実際には十分に検討されていないなど、リミット設定に対する牽制が不十分な状況が認められた。

➤ 売買管理態勢の不備〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 12 号〕：【令和3事務年度】

【概要】

当社は、当社トレーダーの発注について、見せ玉の疑いのある注文アラートが繰り返し発生していたにもかかわらず、深度ある売買審査を行っていなかった。

また、当社は、市場デリバティブ取引の売買審査について、対当取引アラートが適切に発生するかどうかを確認しないまま海外関連会社に外部委託しており、自己勘定かつ異なるアカウント間の対当取引を売買審査対象取引として抽出していなかった。

【検査結果の要旨】

当社コンプライアンス部は、当社トレーダーの発注について、長期間継続して見せ玉の疑いがある注文としてアラートが発生していたにもかかわらず、売り/買いの板が不均衡な理由の確認、アルゴリズムの仕組み、トレーダーによるパラメータの入力の適切性等の検証を行っておらず、深度ある売買審査を行っていなかった。

また、当社は、市場デリバティブ取引に係る売買審査を海外関連会社に外部委託しているが、当該海外関連会社において対当取引に係るアラートが本邦法令諸規則に則り適切に発生するかどうかを確認しないまま委託しており、実際、自己勘定かつ異なるアカウント間の対当取引についてアラートは発生しておらず、売買審査対象取引として抽出できていなかった。

- 売買審査態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和2事務年度】

**【概要】**

当社が導入している売買審査システムにおいて、売買データの一部が正しく反映されていない状況や、当該売買審査システムの管理に係る不備が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社における売買審査システムを利用した売買審査は、当該売買審査システムに株式等の売買データを反映させることにより実施できるものであるが、売買データを反映させるプログラムの不備等に起因し、当該売買審査システムに売買データの一部が正しく反映されていない状況が認められた。また、当該売買審査システムにおいて、売買データが正しく反映されない場合等には、エラー等の管理レポートが作成されるが、管理レポートが出力されているにもかかわらず、担当部署等のリスク認識が欠けていたため、当該管理レポートに記載された問題に適切に対応していないなど、売買審査態勢に不備があると認められた。

**(3) その他業務運営等に係る事項**

- 上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に買付け等を行う行為〔金商法第159条第3項〕：【令和4事務年度 SMBC日興証券】

**【概要（勧告事案①）】（令和4年9月28日勧告）**

当社は、「ブロックオファー」取引（以下「B0」という。）において、10銘柄の上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に一連の買付け及びその申込みを行った。

**【検査結果の要旨】**

当社は、その業務に関し、10銘柄の上場株式について、B0における売買価格の基準となる、B0執行日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避し、その株価を一定程度に維持しようとして、金融商品取引法施行令第20条に定めるところに違反し、各株式の相場を安定させる目的をもって、一連の指値による買付け及び買付けの申込みを行った。

- 売買審査態勢の不備〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第12号〕：【令和4事務年度 SMBC日興証券】

**【概要（勧告事案②）】（令和4年9月28日勧告）**

当社は、B0において、10銘柄の上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に一連の買付け及びその申込み（以下「本件行為」という。）を行っていたところ、本件

行為に関して、自己売買の発注者に対するヒアリングや注意喚起等が行われていないなど、当社の売買審査の基準に不備があった。

**【検査結果の要旨】**

当社の売買動向監視システムにおいて、本件行為が行われた 10 銘柄のうち、8 銘柄が不公正取引の疑いがある取引として抽出されていたが、本件行為のように、銘柄ごとに 1 立会日のみで行われるような取引は、当該システムにより抽出されても、自己売買の発注者に対するヒアリングや注意喚起等の対象となっていなかった。

また、当社においては、ブロックトレード等の特定のイベントに係る自己売買に対しては、当該システムによる抽出の有無にかかわらず、売買審査（以下「イベント審査」という。）を行っているが、B0 については、イベント審査の対象となっていなかった。こうしたことから、本件行為については、いずれの取引についても、発注者に対するヒアリングや注意喚起等が行われなかった。

- ブロックオファーに係る業務運営態勢の不備〔金商法第 51 条〕：【令和 4 事務年度 SMBC 日興証券】

**【概要（勧告事案③）】（令和 4 年 9 月 28 日勧告）**

当社営業員は、買い手顧客への B0 銘柄の購入に係る事前の意思確認等の際に、B0 の執行日が推知可能な内容の説明を行うなど、買い手顧客による空売りを誘発するような不適切な情報提供を行っていた。

このことに関して、当社は、B0 導入時から、買い手顧客による空売りが B0 銘柄の価格形成を歪める懸念を有していたにもかかわらず、適切な議論がないまま B0 業務を開始するなど、不適切な業務運営を行っていた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、B0 の執行に際し、買い手顧客に対して、事前に購入の意思の確認等を行っているが、その際、当社営業員の相当数は、B0 の執行日について、買い手顧客が推知可能な内容の説明を行っていた。このような状況は、B0 執行日に空売りを企図する顧客に対し、その機会を与え、空売りを誘発する一因となっているものと認められる。

このことに関して、当社は、B0 導入の検討段階から、買い手顧客における B0 銘柄の空売りが当該銘柄の価格形成を歪めるものとの懸念を有していたが、B0 執行日に係る買い手顧客への情報提供のあり方等について、当社内で適切に議論されることがないまま、B0 業務を開始していた。

その後、当社においては、実際に B0 執行日における対象銘柄の株価下落に直面し、価格形成に関する懸念など問題提起が行われているが、これに対する有効な対策が講じられてこなかった。

- 銀行と連携して行う業務の運営が不適切な状況〔金商法第44条の3第1項第4号に基づく金商業等府令第153条第1項第7号〕：【令和4事務年度 SMBC日興証券】

【概要（勧告事案④）】（令和4年9月28日勧告）

当社は、複数の法人顧客が当社と当社の親法人等である銀行（以下「グループ銀行」という。）との間で当該法人顧客に関する非公開情報の共有停止を求めていること等を認識しながら、グループ銀行との間で当該非公開情報の受領及び伝達を行い、受領した情報を当社内で共有するなどしていた。

【検査結果の要旨】

グループ銀行等の複数の法人が保有していた上場会社A社の株式に関し、当該株式の売出しに関する非公開情報について、A社は役員自らが、グループ銀行に対し、当社への情報提供の停止を求めていた。しかしながら、当社役職員は、当該情報提供の停止の求めを認識していたにもかかわらず、当該売出しにおける主幹事としてのポジションを獲得するため、当該売出しの実行時期、金額、方法等に関する情報をグループ銀行から複数回受領し、これを当社内関係者に共有した上で、営業戦略を企画していた。さらに、当社の執行役員は、当該売出しにおいて当社が当該ポジションを獲得できるようA社に働きかけて欲しい旨をグループ銀行に対し要請した。

このほかにも、当社がグループ銀行との間において、法人顧客から情報共有の停止を求められていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、当該法人顧客に関する非公開情報の授受を複数回にわたって行い、これを当社内で共有していたといった事例が複数認められた。

【本件勧告事案（①～④）に係る行政処分の概要】

一部の業務停止（3か月）

B0に関連する新規の勧誘・受託・取引に関する業務の停止

業務改善命令

(1) 上記のうち、「上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に買付け等を行う行為」、「売買審査態勢の不備」及び「B0に係る業務運営態勢の不備」について

- ① 今回の処分を踏まえた経営責任の明確化を図ること
- ② 根本的な発生原因の分析に基づき、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること
  - ・ 経営管理態勢及び内部管理態勢（不公正取引を防止する態勢を含む。）の強化
  - ・ コンプライアンスを重視する健全な組織文化の醸成

(2) 上記のうち、「銀行と連携して行う業務の運営が不適切な状況」について

○ 発生原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。

- ・ 経営管理態勢及び顧客情報管理態勢の強化
- ・ 顧客情報管理に係るコンプライアンス意識の醸成

- 虚偽の事業報告書等の提出等〔金商法第46条の3第1項、第46条の4〕：【令和4事務年度 ロンナル・フォレックス】

【概要（勧告事案①）】（令和5年5月26日勧告）

当社は、虚偽の事業報告書等の提出等を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、当社代表自ら売上の架空計上を行い、虚偽の事業報告書等の提出等を行っていた。

- 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等〔金商法第29条の4第1項第5号ロ、第52条第1項第3号、第46条の6第2項、第53条第2項〕：【令和4事務年度 ロンナル・フォレックス】

【概要（勧告事案②）】（令和5年5月26日勧告）

当社は、純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、当局対応の都度、当社代表の知人の会社から一時的に資金を融通してもらうなどして、純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を満たしているようにみせかけていた。

- 第一種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有していない状況及び第一種金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況〔金商法第29条の4第1項第1号ホ及びへ、第52条第1項第1号〕：【令和4事務年度 ロンナル・フォレックス】

【概要（勧告事案③）】（令和5年5月26日勧告）

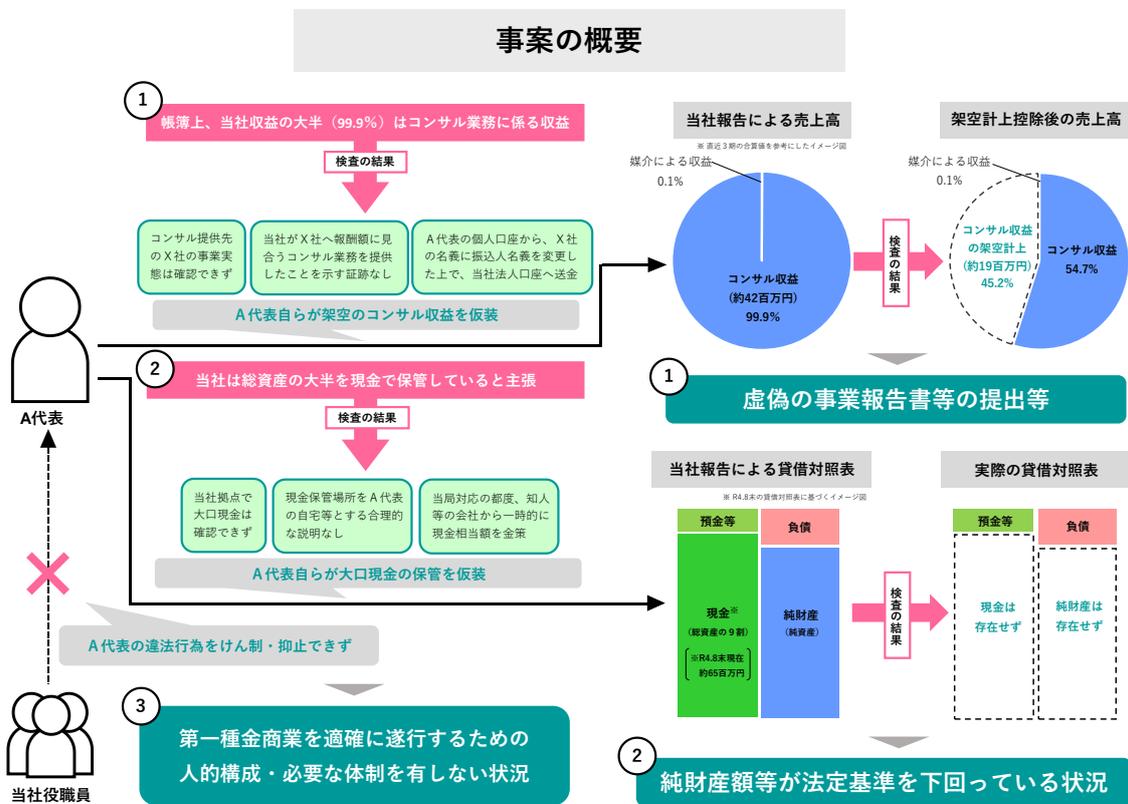
当社は、第一種金融商品取引業を適確に遂行するための人的構成・必要な体制を有していない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社の業務運営は当社代表が実質的に一人で行っているところ、当社代表自ら上記①及び②の行為を主導的に行っていたほか、当社代表の法令違反行為をけん制・抑止する態勢となっていないなど、第一種金融商品取引業を適確に遂行するための人的構成・必要な体制を有していない状況となっていた。

【本件勧告事案（①～③）に係る行政処分概要】

登録取消し



➤ 無登録で投資運用業を行っている状況〔金商法第29条〕：【令和3事務年度】

【概要（勧告事案①）】（令和4年6月17日勧告）

当社（A社）は、金商法第31条第4項に基づく変更登録を受けることなく、匿名組合型ファンドの実質的な営業者となって、無登録で投資運用業を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、B社（適格機関投資家等特例業務届出者）からの委託を受け、匿名組合型ファンドの私募の取扱い等を行っているとおり、当該ファンドは、B社の投資判断に基づき運用されるとしていた。

しかしながら、B社は、当該ファンドの運営に何ら関与していないなど、名目上の業者に過ぎず、投資先候補の発掘や投資先候補との投資に係る交渉のほか、投資判断に基づく投資先の決定・投資実行・投資後の運用管理・投資により取得した有価証券の処分等の投資運用に関する業務について、全て当社が行っていた。

➤ 投資者保護上の問題のある業務運営〔金商法第51条〕：【令和3事務年度】

【概要（勧告事案②）】（令和4年6月17日勧告）

当社（A社）は、金融商品取引業者として、極めて杜撰な経営管理態勢・内部管理態勢の下、金融商品の販売を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、無登録で匿名組合型ファンドの運用を行っていたにもかかわらず、出資者に対し、B社が運用を行う旨を記載した資料を用いて説明するなどして、同ファンドに係る私募の取扱い等を行っていた。

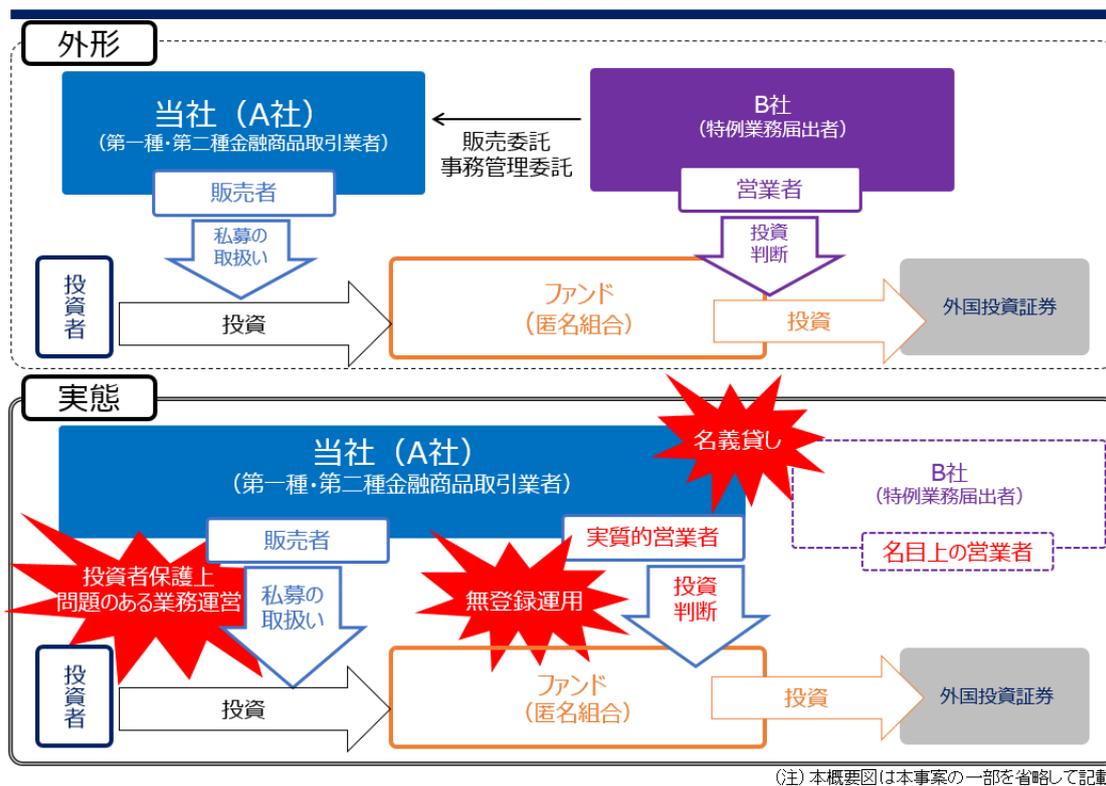
さらに、当社は、金融商品取引業者として、匿名組合型ファンドや公募投資信託などの金融商品の販売に関し、商品審査の基準等を定めた社内規程を設けておらず、十分な商品審査を実施していなかったほか、顧客に対し、投資判断を行う上で重要となる情報を適時・適切に説明しないまま、これら金融商品を販売していた。

【本件勧告事案（①・②）に係る行政処分の概要】

業務改善命令

- ① 本件発生原因を分析し、金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を構築するなど、再発防止策を策定し、着実に実施すること。
- ② 本件行為の責任の所在を明確化すること。
- ③ 本件行政処分の内容について、顧客に対し適切に説明すること。

## 概要図



- 高速取引類似業者からの受注における内部管理態勢が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和3事務年度】

## 【概要】

当社は、海外関連会社が開発した取引発注システムについて、本邦法令による規制の潜脱となる可能性があったにもかかわらず、本邦法令適合性を検証しないまま導入を実施した。

また、システム導入後においても、法令違反となる条件・状況に係る具体的な検討を怠っていたことから、モニタリングすべき数値も誤っているなど、実行性のある管理を行っていなかった。

## 【検査結果の要旨】

当社が導入した取引発注システムは、海外関連会社において、顧客ニーズ（自らの注文が高速取引行為規制の規制対象となることを望まない）を満たすことを主要目的の一つとして開発されたものであるなど、本邦法令による規制の潜脱となる疑いがあったにもかかわらず、当社は、本邦法令適合性を検証しないまま、当該取引発注システムの導入を決定した。

また、当社は、システム障害の発生等により、当該システムを通じた取引が法令違反状態となる可能性について具体的な検討を行っていなかった。

さらに、当社は、当該システムによる取引が法令違反に該当するものとならないようモニタリングを行っていたとしているが、モニタリングすべき数値の誤りを看過しているなど、実効性のある管理を行っていなかった。

- 電子情報処理組織の管理が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和3事務年度】

**【概要】**

当社において、システム障害発生時の対応が不十分な状況、システムリスク分析・評価が不十分な状況、システム開発・運用管理態勢の不備などが認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、顧客利便等に影響のあるシステム障害の発生に関し、一部の障害につき、システム障害として管理しておらず、システム改修等の改善措置や再発防止策の策定を実施していなかったほか、当局に対する必要な報告も行っていなかった。

また、当社は、新たに開発・運用を開始したシステムに対するリスク分析・評価を実施していなかったほか、システム改修が実施されたシステムに関し、テストケースの考慮不足等に起因する障害を複数回発生させていた。

- 顧客に対し損失を補填する行為〔金商法第39条第1項第2号及び第3号〕：【令和元事務年度】

**【概要（勧告事案）】（令和元年8月2日勧告）**

取引所為替証拠金取引により損失が生じた顧客の一部に対し、その損失の一部を補填していた。

**【検査結果の要旨】**

当社の実質的経営者である取締役、代表取締役管理本部長及び顧問らは、顧客4名に対して、取引所為替証拠金取引について生じた損失の一部を補填するため、商品差金決済取引を行ったかのように仮装する方法により、利益を自ら又は第三者をして提供したほか、別の顧客4名との間で、現金による損失補てんの契約をした上、その顧客に現金を提供した。

上記の背景として、法令遵守を徹底すべき経営陣自らにその意識が欠如している状況のほか、代表取締役社長を含む上記以外の経営陣も、その責務を果たさず、上記の行為を漫然と見過ごすなど、当社において、重大かつ明白な法令違反行為を防止したり、発見し、是正を図る内部管理態勢や、会社の業務を適正に執行するための経営管理態勢が欠如している状況が認められた。

- 顧客に対し特別の利益を提供する行為①〔金商法第 38 条第 9 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号〕：【令和 2 事務年度】

**【概要】**

当社の営業担当の取締役及び支店長は、特定顧客との取引継続のため、当該顧客の個人的な飲食代金について、複数回にわたり、僅少とは言い難い金額を、当社の交際費として支出させる又は自費で負担することによって、当該顧客に対し、特別の利益を提供した。

**【検査結果の要旨】**

当社の取締役等は、特定顧客との取引継続のため、当該顧客の個人的な飲食代金について、実際には当該顧客を接待した事実がないにもかかわらず、あたかも自身が当該顧客を接待した際の飲食代金であるかのように装うことにより、当社に交際費として、当該飲食代金を支出させたほか、当該飲食代金の一部については、自費でこれを支出した。

このような行為は、一般的な顧客に対する通常の接待の態様から乖離する特別な対応を行っているものであり、社会通念上、妥当性・相当性を欠くものである。

当該行為については、当社の取締役等が、社会通念を逸脱した異常な行為であることを認識していたにもかかわらず、特定顧客との取引継続のために行われていたものであり、法令等遵守意識の欠如に起因して発生したものであると認められる。

- 顧客に対し特別の利益を提供する行為②〔金商法第 38 条第 9 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号〕：【令和元事務年度】

**【概要（勧告事案）】（令和元年 8 月 30 日勧告）**

市場デリバティブ取引を行う顧客 1 名に対し、当該顧客が預託すべき証拠金について多額の証拠金不足が長期間にわたり発生している状況のもと、新規若しくは実質的に新規と同等の効果となる取引の取次ぎを受託していた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、市場デリバティブ取引を行う顧客 1 名に対し、当該顧客が預託すべき証拠金について多額の証拠金不足が長期間にわたり発生している状況のもと、新規の市場デリバティブ取引の取次ぎを受託していた。

また、当社は、前日時点で当該顧客が預託すべき証拠金が不足している状況のもと、当該顧客から、実質的に新規の市場デリバティブ取引と同等の効果となる取引（買建玉数が売建玉数以上となっている両建ての状況の中で、買建玉を維持したまま売建玉を減らすもの）の取次ぎを受託していた。

このような行為は、特定の顧客に対し、当社が不足証拠金を負担したうえで新たな市場デリバティブ取引を行う機会を与えているものであり、こうした利益の提供は、社会通念上、妥当性・相当性を著しく欠くものと認められる。

上記の背景として、経営陣の法令遵守意識が欠如しており、当社のガバナンスが機能していない状況が認められた。

- マネロン等リスクに係る管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和元事務年度】

**【概要】**

疑わしい取引の届出について、その要否を検討していない状況、届出の実効性が確保されていない状況及び経営陣の主体的かつ積極的な関与が不足している状況が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、疑わしい取引のおそれがある取引についてコンプライアンス部に届け出ること、コンプライアンス部はこれらの取引が疑わしい取引に該当するか判断することを社内規程で定めている。しかし、当社においては、コンプライアンス部に対して、疑わしい取引のおそれがある取引の届出や相談がなく、コンプライアンス部も、警察から照会を受けた顧客等について、疑わしい取引かどうかの検討を行っていない。

さらに、コンプライアンス部は役職員に対して、犯収法への対応等の研修を定期的・継続的に実施するなどの周知・徹底が行われておらず、内部監査も実施していない状況となっている。経営陣も疑わしい取引への対応の認識が欠けており、このような状況に対して主体的かつ積極的に関与しておらず、当社の疑わしい取引の届出の実施態勢は不十分な状況にあるものと認められる。

- 電子情報処理組織の管理が十分でない認められる状況〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第14号〕：【令和元事務年度】

**【概要】**

高速取引行為に係る受託業務において、取引システム上に当社側が設定するハードリミットのうち、累積値に係る限度枠の設定に不備が認められた。また、ハードリミットの設定を関係会社に委託したまま、管理態勢を整備していない状況が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、海外に所在する高速取引行為者の顧客からの高速取引行為に係る受託業務を行っているところ、一部の顧客が東京証券取引所のコロケーションエリアの中に設

置した取引システム上に当社側が設定するハードリミットのうち、累積値に係る限度枠の設定が漏れている事例が認められた。

上記の背景として、当社は、ハードリミットの設定を関係会社に委託したまま、その設定状況を把握していないほか、これを適時に把握できる態勢を整備していない状況等が認められた。

- システムリスク管理態勢が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和2事務年度】

**【概要】**

当社において発生したシステム障害に係る対応が不十分な状況や、システムリスク評価が不十分な状況のほか、BCP シナリオに基づく訓練が不十分な状況が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社では、システム障害発生後、復旧対応の失敗により復旧までに時間を要する事態が発生しており、これはバックアップデータからのリカバリーを想定する BCP シナリオを策定していなかったことに起因しているが、その後においても、当該シナリオを策定していない状況が認められた。さらに、当時の復旧対応の失敗に関し、原因の特定を行っていない状況が認められた。

また、サイバー攻撃以外のシステム障害や災害等のリスクについては、これらを想定したシステムリスク評価を実施していない状況も認められた。

- 金融商品仲介業務に係る委託先管理が不十分な状況①〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和2事務年度】

**【概要】**

当社の金融商品仲介業務に係る委託先管理に不十分な状況が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、当社のグループ会社である銀行との間で金融商品仲介業務委託契約を締結し、当該銀行に対し、口座開設に係る手続きや仕組債の勧誘販売等を委託しているところ、当該銀行における仲介業務の運営状況を十分に把握していない状況、当該銀行が行う仲介業務に対する指導監督が不十分な状況が認められた。

上記状況は、従前、当該銀行が当社の親銀行であったため、当社が当該銀行に対し指導等が行いにくい意識があったことに起因したものと認められる。

- 金融商品仲介業務の委託先等に対する管理態勢が不十分な状況②〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和元事務年度】

**【概要】**

金融商品仲介業務の委託先における業務運営状況等を十分に把握していない状況が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、金融商品仲介業務の委託に関し、委託先における適正な業務運営の確保のために金融商品仲介業務の取扱規程を定め、委託先に対して、適切な勧誘を行うための態勢整備を求めるとともに、当社コンプライアンス部が必要に応じて委託先の社内規則の遵守状況を確認するとしている。

しかしながら、当社は、委託先である親銀行において金融商品仲介業務に係る監査が行われていると誤認し、当社コンプライアンス部において親銀行に対する監査を行っていないなど、委託先における業務運営状況等を十分に把握していない。

また、当社は、親銀行に倣って作成した AML/CFT に係るリスク評価書において、高リスク顧客のリスク低減措置として取引を個別承認することとしたものの、親銀行においてチェックされていると誤認していたため、当該リスク低減措置を実施せず、親銀行に当該リスク低減措置の状況の確認を行わないなど、当社における金融商品仲介業務の委託先等に対する管理態勢は不十分な状況にあるものと認められる。

- 取引を注視すべき顧客を抽出しモニターする制度（以下「アテンション制度」という。）等に係る営業管理態勢等の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和元事務年度】

**【概要】**

アテンション制度等を設けているものの、特別な注意が必要と考えられる口座の管理が実効的に行われていない。

**【検査結果の要旨】**

当社は、営業員主導で売買頻度が高いなどの状況がある特別な注意が必要と考える口座を指定して、取引受注の都度、内部管理統括責任者及び営業責任者を交えた協議による事前承認がなければ取引発注ができない措置を講じるなどの取組を行っているが、指定及び解除に係る明確な基準がないほか、指定された後も短期売買が行われ、顧客の意向を確認した記録も残っていない事例があるなど、営業管理が不十分な状況等が認められた。

## 2 投資運用業者

### ○ 業務運営に係る事項

- 運用の外部委託管理態勢に係る不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和4事務年度】

#### 【概要】

当社において、運用の外部委託管理態勢に係る不備が認められた。

#### 【検査結果の要旨】

当社が運用するファンド・オブ・ファンズの商品特性等に応じた適切なモニタリングが行われていない状況が認められた。

- 投資一任報酬の減額に係る内部管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和4事務年度】

#### 【概要】

当社において、投資一任報酬の減額に係る内部管理態勢の不備が認められた。

#### 【検査結果の要旨】

当社は、投資一任報酬の減額に関するルールを定めておらず、当該減額が顧客に対する損失補てんや特別の利益提供に該当するか否かといった観点からの検証も行っていない上、減額の適切性等を判断するための証跡も入手していない状況が認められた。

- 利益相反管理に係る態勢不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和4事務年度】

#### 【概要】

当社において、利益相反管理に係る態勢不備などの問題点が認められた。

#### 【検査結果の要旨】

当社は、各ファンドマネージャーが組入れを行う有価証券の銘柄、単価、株数及び売買の別に係る予定が記載された情報に係るアクセス管理が適切に行われておらず、利益相反取引を防止する態勢が不十分な状況が認められた。

- 投資法人が保有する物件に係る不適切な収益管理〔金商法第42条第2項〕：【令和4事務年度】

#### 【概要】

当社において、投資法人が保有する物件に係る不適切な収益管理が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社が運用を行う投資法人が保有するホテル物件の大半は、当社のスポンサー関係者である A 社とその子会社（以下、A 社等という）が賃借人及び運営管理会社となっているところ、A 社等が運営管理している物件に関して、賃料算定の基礎となる GOP（業務粗利益）を適切に検証する態勢が構築されておらず、各物件で計上される費用項目の確認や検証等、物件の収益管理が適切に行われていなかった。

そのため、従来は賃借人である A 社等が負担していた本部経費が、2 年以上にわたり、当社の認識のないまま費用計上され、投資法人が得る賃料収入が減少していた。また、当社は途中で費用の増額について認識したものの、増額された費用の正当性等について確認、検討を行わなかった。

- 投資法人が負担する費用に係る不適切な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和 4 事務年度】

**【概要】**

当社において、投資法人が負担する費用についての確認や検証が適切に行われていない状況が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、投資法人が取得した物件について、取得前から空調設備が故障していたことを取得後に認識したものの、売買契約書を踏まえた売主の認識や工事費用の負担について、確認や協議を行わなかった。また、当社のコンプライアンス委員会において、当該工事費用の負担について疑念が示されていたにもかかわらず、議論や説明が徹底されず、放置された状態となっていた。

さらに、当該物件の取得に際し、売買契約書に基づいて精算すべき修繕費用について、精算を看過し、本来売主が負担すべき費用を投資法人に負担させていた。

- 投資一任契約を締結した顧客のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状況〔金商法第 42 条第 2 項〕：【令和 3 事務年度】

**【概要（勧告事案①）】（令和 4 年 1 月 21 日勧告）**

当社において、投資一任契約の締結前後を通じ、顧客のために運用財産の運用・管理を適切に行っていない状況が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、前回検査において、投資一任契約に係る善管注意義務違反の指摘を受け、これに対する改善策として、商品特性格別の調査及び価格妥当性の検証プロセスを社内規

程に加えるとともに、投資を決定する会議体にて当該調査等を踏まえた議論をするなどとしていた。

しかしながら、当社は、顧客との投資一任契約締結前後を通じ、商品特性に応じた十分な調査を実施していなかったほか、投資対象先ファンドの運用会社から、当該ファンドの解約受付の一時停止等、顧客資産に重大な影響を与える可能性がある通知が断続的に行われるなど、当社による投資判断が求められる事象が発生していたにもかかわらず、当社自ら投資判断を行っていないなど、運用財産の運用・管理を適切に行っていなかった。

- 公募投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っておらず、忠実に投資運用業を行っていない状況〔金商法第42条第1項及び第2項〕：【令和3事務年度】

【概要（勧告事案②）】（令和4年1月21日勧告）

当社において、公募投資信託の設定前調査等が不適切な状況や受益者に対する対応が不適切な状況などが認められた。

また、当社は、受益者等への情報提供等においても公平性に問題のある対応を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用する公募投資信託を複数設定しており、これら公募投資信託の投資先ファンドは、基準価額の下落率が目標数値を超過した場合、現金及び現金同等の性質を持つ短期債券に最長一年固定化される運用方針となっていた。

しかしながら、当社は、投資先ファンドの運用会社から説明を受けるまで、当該運用方針を把握しておらず、当該説明を受けた後も、当社が設定・運用する公募投資信託の運用の見直しを検討するなどの適切な投資判断を行わなかった。

また、当社は、これら複数の公募投資信託に関し、運用期間中、中途解約の方が受益者有利となる可能性を認識したにもかかわらず、受益者に対し、適時に説明していないほか、販売会社の一部の営業員に対してのみ当該可能性を伝達するなど、受益者公平性の観点から問題のある対応を行っていた。

【本件勧告事案（①・②）に係る行政処分概要】

業務改善命令

- ① 投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、

並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。

- ② 特に、過去の行政処分を受け、投資一任契約の締結・運用に際して具体的な再発防止策を策定しているが、今回、投資一任契約や公募投資信託に関して、投資運用業者として、善良な管理者の注意をもって忠実に業務が行われていなかったことについて、その発生原因を究明した上で、顧客利益や運用を重視するガバナンスの強化に向け、資産運用業の特性を踏まえた経営体制の構築等、実効性ある具体的な再発防止策を策定し、実施すること。
- ③ 今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。
- ④ 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。

- 投資法人のために忠実に投資運用業を行っていない状況〔金商法第42条第1項〕：【令和3事務年度】

**【概要（勧告事案）】（令和4年6月17日勧告）**

当社は、委託された不動産投資法人の資産の運用において、当社の親会社の不動産を当該親会社の売却希望価格で当該投資法人に取得させるため、鑑定評価を依頼する不動産鑑定業者に対し、その独立性を損なう不適切な働きかけを行っていた。

また、最も高い評価額を提示できる不動産鑑定業者に依頼できるよう、不適切なプロセスにより、不動産鑑定業者を選定していた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、委託された不動産投資法人の資産の運用において、親会社等の利害関係者の不動産を当該投資法人に取得させる際に、第三者である不動産鑑定業者に鑑定評価を依頼し、算定された評価額を上限として取得価格を決定するとしている。

しかしながら、当社は、親会社の売却希望価格以上の鑑定評価額を得ることを企図して、不動産鑑定業者に親会社の売却希望価格を伝達したうえで、鑑定評価額を引き上げるための不適切な働きかけを行っていたほか、複数の不動産鑑定業者から概算評価額を聴取し、そのうち最も高い概算評価額を提示した不動産鑑定業者の鑑定報酬が最も廉価になるよう、当該不動産鑑定業者と交渉するなど、不適切なプロセスにより不動産鑑定業者を選定していた。

**【本件勧告事案に係る行政処分の概要】**

**一部の業務停止（3か月）**

新たな資産運用委託契約の締結禁止及び不動産（不動産信託受益権を含む）の取得に係る運用指図禁止

**業務改善命令**

- ① 本件に関する投資法人の最終受益者に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。
- ② 投資法人資産運用会社として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法を見直すこと。
- ③ 本件発生原因を究明したうえで、投資運用業に係る意思決定の妥当性を検証するための社内プロセスの明確化など、利益相反管理について十分な態勢を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること。
- ④ 今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。

- 投資法人資産運用業に係る善管注意義務違反等〔金商法第42条第2項〕：【令和3事務年度】

**【概要】**

当社は、委託された不動産投資法人の資産の運用において、当社の親会社から不動産を当該投資法人に取得させるにあたり、投資法人資産運用業を行ううえでの善管注意義務の観点から不適切な状況が多数認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、委託された不動産投資法人の資産の運用において、当社の親会社から不動産を当該投資法人に取得させるにあたり、取得予定物件のNOI利回りを当社自らが査定したとしているが、物件価格の算出を行っていないほか、以下のとおり、投資法人資産運用業者として、善良な管理者の注意をもって、適切な投資判断や運用財産の管理を行う観点から不適切な状況が多数認められた。

- ・ 当社の親会社の不動産売却希望価格が上乘せされている状況において、その理由の確認等を行わないまま取得価格としている状況。
- ・ 不動産鑑定業者に鑑定評価を依頼する際、適切に資料を提供していない状況。
- ・ 親会社が保有する不動産を不動産信託受益権として取得する際、信託設定の登記に係る登録免許税等の費用負担について、信託受益権売買契約書で規定する内容と相違する費用負担の対応を行っている状況。
- ・ 取得する前に発生していた物件の不具合等について、発生時点や費用負担を十分に検討することなく、是正工事等を実施し、投資法人の費用としていた状況。

- 投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状況〔金商法第42条第2項〕：【令和2事務年度】

## 【概要（勧告事案）】（令和3年1月29日勧告）

当社は、投資信託（以下「当投資信託」）の設定・運用に関し、投資対象先における運用財産の運用方法や管理方法について、十分な調査等を実施していなかった。

## 【検査結果の要旨】

当社は、当投資信託の設定に際して、投資対象先の運用財産に係る運用者の運用体制、運用方法の実在性、管理方法などについて調査しておらず、これらの実態について把握していなかった。また、当投資信託設定後の運用に当たっても、これらの実態について、表層的な確認をするに留まり、依然として何ら把握していなかった。

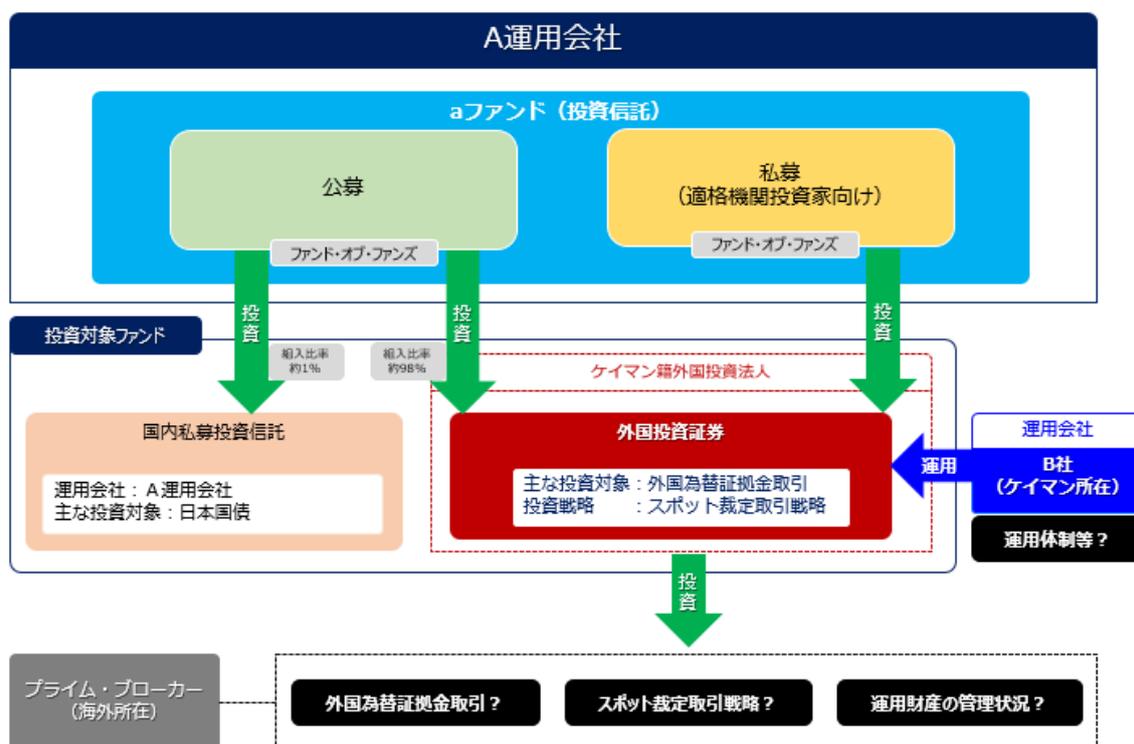
さらに、当社は、運用方法の実在性について十分に調査していないにもかかわらず、当投資信託の募集の取扱いを行う複数の第一種金融商品取引業者に対して、あたかも当該運用方法によって安定的な収益が確保できるかのような資料を用いて説明を行っていた。

これらの行為は、投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていないものと認められる。

## 【本件勧告事案に係る行政処分概要】

業務改善命令

- ① 本件公募投信及び本件私募投信の運用・管理の実態を早急に把握すること。
- ② 本件公募投信及び本件私募投信の受益者に対し、受益者間の公平に配慮しつつ、今回の行政処分の内容を十分に説明し、運用財産についての正確な状況を確認できるまでの間は解約請求に基づく払戻しを停止するなど適切な対応を行うこと。
- ③ 投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。
- ④ 特に、過去に二度の行政処分を受け、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを行ったにもかかわらず、投資運用業者として、善良な管理者の注意をもって、適切な投資判断や運用財産の管理を行うための十分な調査等を実施していないことなどについて、その発生原因を究明した上で、具体的な再発防止策を策定すること。
- ⑤ 今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。



➤ 業務運営体制の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和2事務年度】

【概要】

当社においては、法令で定める使用人の当局への届出漏れのほか、法定帳簿の不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、法令の規定を十分に確認していなかったことから、金商法第29条の2第1項第4号に規定する政令で定める使用人等に該当する「投資助言業務又は投資運用業に関し助言又は運用を行う部門を統括する者」や、「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者」に関する必要な届出について、これを適切に行っていない状況が認められた。

また、当社は、新たなシステムを導入するにあたり、法定帳簿が適切に作成・保存されているかなどといった確認を行っていなかったため、上場債券先物取引等の発注に係る法定帳簿（発注伝票）において、発注日時の記載漏れ等の不備が認められた。

➤ 投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況〔金商法第42条第1項〕：【令和元事務年度】

【概要（勧告事案）】（令和2年3月27日勧告）

投資信託の計理業務の委託契約の解約に際し、当該契約関係に全く責任関係のない

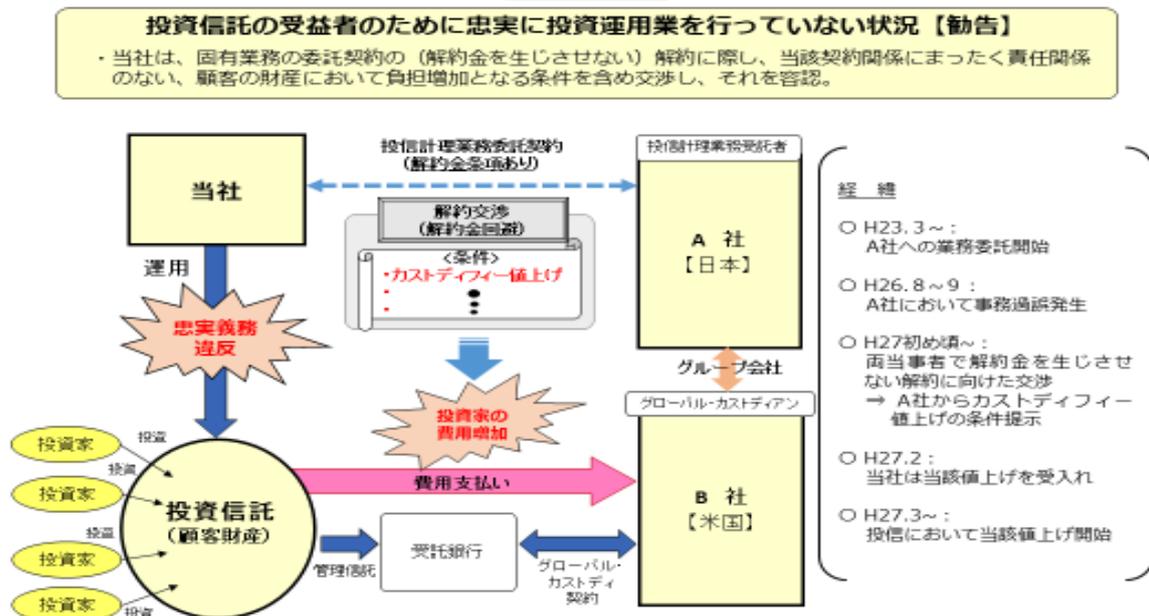
顧客（投資信託の受益者）の財産において費用負担が増加することとなる条件を含めて交渉し、これを容認するという、受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、当社が運用する投資信託の計理業務に係る業務委託契約を解約する際、解約金を生じさせないための交渉において、業務委託先から、委託先のグループ会社がカスタディアンである投資信託（当社が運用）におけるカスタディフィーにベースフィー（受託財産の規模や取引件数にかかわらず固定額を賦課するもの。）を追加することによる値上げを行うことを解約条件として提示され、その合理性について何ら確認することなく当該値上げを受け入れている。

これにより、当該業務委託契約に全く責任関係のない顧客（投資信託の受益者）の費用負担が増加するという、受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況が認められた。

事案概要図



➤ 無登録で外国投資信託の受益証券等の募集又は私募の取扱い（第一種金融商品取引業）を行っている状況〔金商法第29条〕：【令和元事務年度】

【概要】

第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客に対し、外国投資信託の受益証券又は外国投資証券（以下「当該外国証券」という。）を取得させていた。

## 【検査結果の要旨】

当社は、外資系グループの日本法人として、主に適格機関投資家に対して、グループの投資戦略等の提供を行っている。

そのような中、当社は、投資戦略等の提案により当該顧客の関心を高めた上で、当該外国証券の目論見書等を提供するなどして、当該外国証券を取得させていた。

また、当該外国証券の運用会社は全てグループ会社となっているところ、当社は、当該外国証券に係るファンドから当該グループ運用会社に支払われた運用報酬の一部を、最終親会社を通じて業務受託報酬名目で受領しており、このような行為は当該外国証券の発行者のために募集又は私募を取り扱う行為であると認められる。

- ファンドラップに係る営業管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和元事務年度】

## 【概要】

ファンドラップの勧誘において、一部の営業員が、投資判断に重要な影響を与えかねない事項について、顧客に誤った説明を行っている等の状況が認められた。

## 【検査結果の要旨】

当社は、投資一任契約に基づく投資運用業務を行うファンドラップの勧誘において、顧客の投資意向に沿ったコースを提案するため、収益性に関する数値（期待リターン）等を記載した書面を提示している。期待リターンは、ファンドラップに組み入れているファンドが投資する資産クラスのベンチマーク（TOPIX等）にかかる過去10年の数値を基に算出されたものであるにもかかわらず、一部の営業員が、ファンドラップの運用実績から算出した数値であると誤解して顧客に説明していた。また、一部の営業員において、期待リターンがファンドラップに係る運用コストを考慮した数値ではないことを顧客に説明をしていない状況が認められた。さらに、コンプライアンス部は、ファンドラップは勧誘に関する問題が発生するリスクが低いと考え、ファンドラップの勧誘状況を対象としたモニタリングを行わず、監査部においても、同様に考え、当該状況を対象とした社内監査を実施していない。

経営陣も、営業員に数値の意味等を十分に理解させる必要性の認識が不足し、当該勧誘に関して問題が発生するリスクが低いと認識しており、当社のファンドラップに係る営業管理態勢には不備があるものと認められる。

### 3 投資助言・代理業者

#### (1) 顧客勧誘の状況に係る事項

- 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為  
〔金商法第 38 条第 1 号〕：【令和 4 事務年度 マーチャントブレインズ投資顧問】

##### 【概要（勧告事案①）】（令和 4 年 9 月 30 日勧告）

当社は、無料で会員登録をした者に対して配信したメールマガジンにおいて、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。

##### 【検査結果の要旨】

当社は、無料で会員登録を行った顧客に対して配信したメールマガジンにおいて、「『政府要人と●●●のある関係筋』から（中略）既に情報を入手しています。」などと特別な情報を入手していないにもかかわらず特別な情報を入手しているとする記載を行うなど、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。

- 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為〔金商法第 37 条第 2 項〕：【令和 4 事務年度 マーチャントブレインズ投資顧問】

##### 【概要（勧告事案②）】（令和 4 年 9 月 30 日勧告）

当社は、無料で会員登録をした者のみが閲覧できるウェブサイト上の広告において、著しく事実に相違する表示のある広告をする行為を行っていた。

##### 【検査結果の要旨】

当社は、無料で会員登録をした者のみが閲覧できるウェブサイト上の広告において、助言を行っていない銘柄であるにもかかわらず、事実に反し、株式買付の推奨日、売却による利益確定日及び騰落率を掲載するなど、著しく事実に相違する表示のある広告をする行為を行っていた。

##### 【本件勧告事案（①・②）に係る行政処分の概要】

##### 一部の業務停止（1 か月）

新たな投資顧問契約（契約金額の増額を伴う変更契約を含む。）の締結に係る勧誘・契約締結の停止。

##### 業務改善命令

- ① 不適切な広告の掲載を直ちに停止すること。
- ② 本件の発生原因を分析し、適切な業務運営態勢及び内部管理態勢の構築を含む再発防止策を策定・実施すること。

- ③ 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
- ④ 本件法令違反行為の責任の所在を明確にすること。

- 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔金商法第38条第1号及び同法第38条第9号に基づく業府令第117条第1項第2号〕：【令和元事務年度】

**【概要（勧告事案）】（令和2年4月14日勧告）**

当社の助言実績等に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為を行い、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

**【検査結果の要旨】**

当社は、広告において、実際には投資助言の実績がないにもかかわらず、助言を行った銘柄であると当社ウェブサイトに記載したりするなど、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

また、当社は、ウェブサイトにおいて、外部の者が提供するAI分析ソフトによる過去の収支等シミュレーション結果であって、当社の助言実績とは無関係なものをあたかも当社の助言実績であるかのように表示し、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

- 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為①〔金商法第38条第1号〕：【令和元事務年度】

**【概要（勧告事案）】（令和元年9月10日勧告）**

見込顧客に対するメール配信において、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

**【検査結果の要旨】**

当社は、見込顧客に対し送信したメールにおいて、実際には当社代表が銘柄分析・選定に何ら関与していないにもかかわらず、「代表が完全監修を務める」等の虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

また、当社は、見込顧客に対し送信したメールにおいて、買い推奨を行った複数の銘柄について、実際には売り推奨を行っていないにもかかわらず、最高値となった日を売り推奨日とするなどして、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

- 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為①〔金商法第37条第2項〕：【令和元事務年度】

## 【概要（勧告事案）】（令和元年9月10日勧告）

投資助言業者等を評価・比較している複数のウェブサイトにおいて、著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告を行った。

## 【検査結果の要旨】

当社は、投資助言業者等を評価・比較している複数のウェブサイトにおける広告において、当社代表が銘柄の分析・選定に何ら関与していないにもかかわらず、「代表を筆頭に銘柄選定及び投資助言が行われている」旨の記事や、実際には投資助言の実績がないにもかかわらず、助言を行った銘柄である旨の記事を掲載するなど、著しく事実に相違する表示を行った。

また、当社は投資助言業者等を評価・比較している複数のウェブサイトにおいて、実際には当社が記載した内容であるにもかかわらず、あたかも第三者によって投稿されたかのような外観を装った、当社の助言実績等に関する記事を多数掲載させ、著しく人を誤認させる表示を行った。

- 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為②〔金商法第37条第2項〕：【令和元事務年度】

## 【概要（勧告事案）】（令和2年3月3日勧告）

当社は、広告業務委託先に当社の広告記事を作成させ、これを投資助言業者等を評価・比較している複数のウェブサイトに掲載させる手法（以下、「本件広告手法」）により、著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告を行った。

## 【検査結果の要旨】

当社は、本件広告手法により、実際には広告業務委託先が当社の助言実績を正確に反映することなく作成した当社の広告記事を掲載するなど、著しく事実に相違する表示のある広告を行うとともに、その広告の掲載も、あたかも第三者によって投稿されたかのような外観を装った記事として掲載するなど、著しく人を誤認させるような表示のある広告を行った。

## (2) 内部管理態勢に係る事項

- 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況①〔金商法第52条第1項第1号（同法第29条の4第1項第1号ホ及び同号へに該当することとなったとき）〕：【令和元事務年度】

## 【概要（勧告事案）】（令和2年3月11日勧告）

当社は、当社を実質的に支配している者（以下「実質的支配者」という。）によって業務運営が行われ、当社経営陣は法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如したまま業務を行っているほか、社内規程等に沿った業務の遂行がほとんど行われていない。

## 【検査結果の要旨】

当社は、設立当初から、実質的な業務運営は実質的支配者によって行われ、同人が当社を実質的に支配しており、当社経営陣は、実質的支配者の指示どおりに従い、法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如したまま、漫然と業務を行っている。そのほか、当社は、投資助言・代理業を適確に遂行するために定めた社内規程等に沿った業務の遂行がほとんど行われていない。

- 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成を有していない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況②〔金商法第52条第1項第1号（同法第29条の4第1項第1号ホ及び同号へに該当することとなったとき）〕：【令和元事務年度】

## 【概要（勧告事案）】（令和元年9月10日勧告）

当社役職員が、顧客獲得や収益の拡大、当社の知名度向上を優先するあまり、法令違反行為を主導して行っているほか、当社代表もそのことを認識しながら、何ら対応を行うことなく、漫然と放置しており、法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如している。

## 【検査結果の要旨】

当社の営業責任者は、自ら主導して法令違反行為を行っており、コンプライアンス部長も法令等の知識が乏しく、法令等遵守意識も希薄であることから、法令違反行為を認識しながら、何ら対策を講じることなく漫然と放置している。さらに当社代表は、当社の業務内容を把握・管理するための措置を講じていない等、内部管理態勢の構築を行っていないばかりか、法令違反行為を認識しながら、何ら対策を講じることなく、これを漫然と放置している。

- 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況③〔金商法第52条第1項第1号（同法第29条の4第1項第1号ホ及び同号へに該当することとなったとき）〕：【令和元事務年度】

## 【概要（勧告事案）】（令和2年4月14日勧告）

当社役職員は計3名のところ、当社の業務に関与しない、または自らが担当する投資顧問契約を締結した顧客への対応を行うだけの状況となっており、当社の人的構成は極めて脆弱で、投資助言・代理業務を適確に遂行する状況とはなっていない。

さらに、当社は社内規定に沿った業務運営態勢の整備や当該規定を遵守するための研修等の措置も講じられておらず、投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない。

## 【検査結果の要旨】

当社代表取締役は、当社の業務に一切関与せず、取締役は他の法人の常勤職員として勤務し、当社の業務への関与は当該業務に従事した後のわずかな時間にとどまり、職員はコンプライアンス担当であるにもかかわらず、コンプライアンス業務を行っていない。このように人的構成が極めて脆弱であるところ、法令書面の記載不備など基本的な業務運営に係る動作不備が多数認められ、検査において会計帳簿すら提出できていないなど、業務を適確に遂行できる状況となっていないほか、社内規程に基づく業務運営態勢が整備されていないなど、業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない。

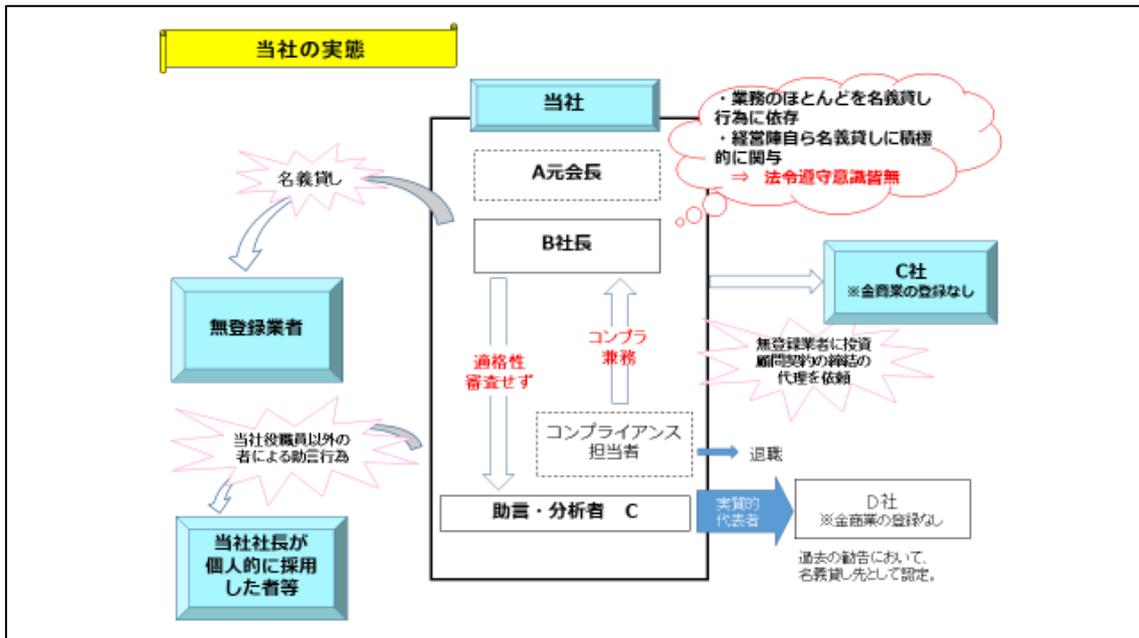
- 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況④〔金商法第52条第1項第1号（同法第29条の4第1項第1号ホに該当することとなったとき）〕：【令和元事務年度】

## 【概要（勧告事案）】（令和2年6月12日勧告）

当社は、業務のほとんどを名義貸しによる違法な業務に依存しているほか、違法な名義借りにより投資助言行為を行っていた者を社員として、当社の助言・分析業務を行わせているなど、投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない。

## 【検査結果の要旨】

当社は、業務のほとんどを名義貸しによる違法な業務に依存し、当社経営陣はその行為に積極的に関与していたほか、他の投資・助言業者から違法な名義借りを行っていたA社の実質的代表者であること承知しながら当該者を社員として雇用し、当社の助言・分析業務を行わせており、当社経営陣においては、法令遵守意識が欠如している。さらに、当社は、コンプライアンス担当者を退職させた後、当社社長にコンプライアンス担当と営業担当を兼務させており、投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない。



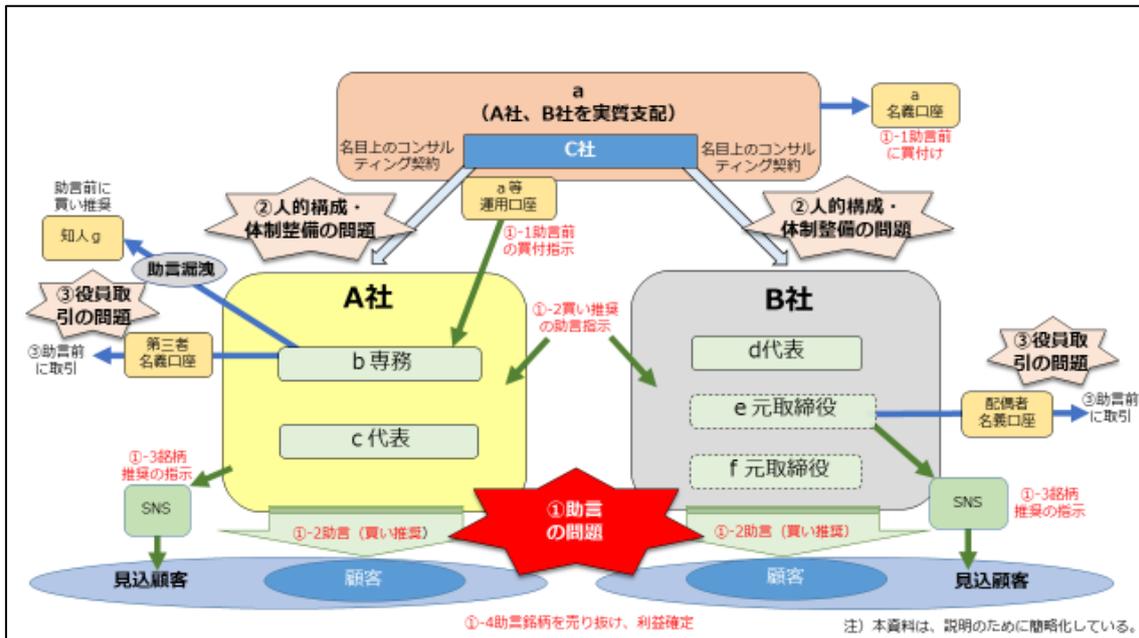
- 金商業者等の役員が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、有価証券の売買その他の取引等をする行為〔金商法第38条第8号に基づく業府令第117条第1項第12号（平成29年法律第37号による改正前）〕：【令和元事務年度】

【概要（勧告事案）】（令和2年3月11日勧告）

当社役員は、顧客に対する助言の内容を事前に知り得る立場にあること及び助言を受けた顧客の取引に基づく価格の変動を利用して、自己の利益獲得を図り、顧客に助言を行う前に当該助言の内容に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買を行った。

【検査結果の要旨】

当社役員は顧客に対する助言の内容を事前に知り得る立場にあったことから、助言を受けた顧客の取引による助言した銘柄の株価の上昇を利用した自らの利益獲得を目的として、第三者名義の口座を用い、当該助言の内容に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買を行った。また、当社役員の知人の利益獲得を目的として、当該知人に、顧客への助言前に当該助言の内容の情報提供も行った。



- 顧客取引を利用して実質的支配者らの利益を図る目的をもって行った正当な根拠を有しない助言行為〔金商法第41条の2第2号〕：【令和元事務年度】

【概要（勧告事案）】（令和2年3月11日勧告）

当社を実質的に支配している者（以下「実質的支配者」という。）からの指示に基づき、実質的支配者らが買い付けた銘柄の株価の上昇による実質的支配者らの利益獲得を目的として、複数の顧客に対し、正当な根拠を有しない助言を行った。

【検査結果の要旨】

当社は、実質的支配者からの指示に基づき、実質的支配者らが買い付けた銘柄について、チャートや周辺情報を確認・分析することなく、正当な根拠を有さずに当該銘柄を買い推奨とする助言を行い、当該銘柄の株価が上昇したところで、実質的支配者らに当該銘柄を売り抜けさせることにより、実質的支配者らの利益を確定させていた。

- 助言記録簿の未作成〔金商法第47条〕：【令和2事務年度】

【概要】

当社においては、投資助言を行った日時、相手方及び投資助言の内容を記録した助言記録簿が一切作成されていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、セミナーを開催し、その受講者に対して投資判断の助言を行っている。そし

て、当該セミナーの助言記録簿等について、作成、保存する必要性を認識していたにもかかわらず、法令等遵守意識の不足により、助言記録簿の未作成の状態を放置していた。

- 基本料金や成功報酬料に係る不適切な取扱い〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和2事務年度】

**【概要】**

当社は、投資顧問料の基本料金について統一的な基準を設けずに独自の判断で減額・免除を行っていたほか、成功報酬料について契約内容に則った算出を行っていないことに加えて一部については顧客から言われるがまま受け入れて減額していた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、基本料金に見合う収益を得ることができなかった既存顧客の契約更新に際し、基本料金を個別に設定するための基準を設けずに、当社社長の独自の判断により個別に基本料金を減免し、顧客間で公平性を欠いた不適切な取扱いをしていた。また、成功報酬料に関しても、契約で定めた方法で金額を算出していないなど、不適切な取扱いをしていた。

**(3) 無登録で金融商品取引業を行っている状況、無登録業者に名義貸し等を行っている状況**

- 無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況〔金商法第29条〕：【令和3事務年度】

**【概要（勧告事案①）】（令和4年3月25日勧告）**

当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客に対し、外国投資証券の取得勧誘を行っていた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、第一種金融商品取引業の登録（金商法第31条第4項に基づく変更登録）を受けることなく、顧客に対し、外国投資証券の取得勧誘を行い、当該外国投資証券の管理会社及び運用会社から当該取得勧誘に係る報酬を受領していた。

- 無登録業者に対する名義貸し①〔金商法第36条の3〕：【令和3事務年度】

**【概要（勧告事案②）】（令和4年3月25日勧告）**

当社は、当社の名義をもって、無登録業者に投資助言業務を行わせていた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、当社の投資判断者として届け出ている無登録業者2名について、実際は、雇用契約を締結しておらず、指揮監督も行っていないにもかかわらず、当社の名義をもって投資助言業務を行わせていた。

**【本件勧告事案（①・②）に係る行政処分の概要】**

登録取消し

業務改善命令

- ① 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
- ② 現在、当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。

**本件事案（無登録金商業）の概要図**

（注）本概要図は本事案の一部を省略して記載



➤ 無登録で店頭デリバティブ取引の媒介をする行為[金商法第29条]:【令和3事務年度】

**【概要】**

当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客と外国為替証拠金取引業者との間における店頭デリバティブ取引の媒介を行っていた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、当社ウェブサイトにて、特定の外国為替証拠金取引業者（以下「FX業者」という。）の専用口座でのみ稼働する自動売買ソフトを推奨し、誰でも取得可能な状態で掲載するとともに、当社ウェブサイト等に当該FX業者の口座開設に係るウェブサイトをリンク先として表示しているほか、口座開設のサポートも行うなど、第一種金融商品取引業の登録（金商法第31条第4項に基づく変更登録）を受けることなく、顧客とFX業者との間における、店頭デリバティブ取引の媒介を行っている状況が認められた。

➤ 無登録で投資運用業を行っている状況〔金商法第 29 条〕：【令和元事務年度】

【概要】

当社は投資運用業の登録等を受けないまま、投資一任契約に基づき運用を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、売買シグナルの配信による投資助言行為と証券会社への発注を連携させたサービス（いわゆるシステムトレード）を顧客に対し提供している。

当該サービスは、自動売買システムを介して、顧客が選択した助言コース等に基づき配信される売買シグナルを顧客が受信すると同時に、当該シグナルに基づき、証券会社の顧客口座へ自動的に発注が行われるものとなっており、これは、

- ・ 個々の取引について、売買シグナルの内容の是非を顧客が判断する余地はなく、自動売買で発注される取引についての投資判断は、当社が行っていると認められること
- ・ 売買シグナルに基づく注文が顧客の証券口座への発注に連携しており、当社は本件システムを利用して顧客の証券口座に発注する権限を有しているものと認められること

から、投資一任契約に基づき運用を行っているものと認められ、投資運用業の登録を受けることなく、当該行為を行っていた。

➤ 無登録業者に対する名義貸し②〔金商法第 36 条の 3〕：【令和元事務年度】

【概要（勧告事案）】（令和元年 12 月 6 日勧告）

当社の名義をもって、無登録者に投資助言・代理業を行わせた。

【検査結果の要旨】

当社は、以下のとおり、当社の名義をもって、金融商品取引業の登録のない者に投資助言・代理業を行わせた。

- ① 過去の行政処分勧告事案において登録業者の名義を使用して投資助言行為を行ったと認定されている者との間で投資助言の提供に係る契約を締結し、同者から電子メールにより提供された投資助言の内容をそのまま貼り付けて、当社名義にて顧客に電子メールで配信するなど、当社の名義をもって、投資助言・代理業を行わせた。
- ② 金融商品取引業の登録のない個人との間で、投資判断に係るプログラム等の提供を受けるための契約を締結し、プログラム提供者が当社を介さずに当社名義にて顧客に電子メールで投資助言を配信するなど、当社の名義をもって、投資助言・代理業を行わせた。

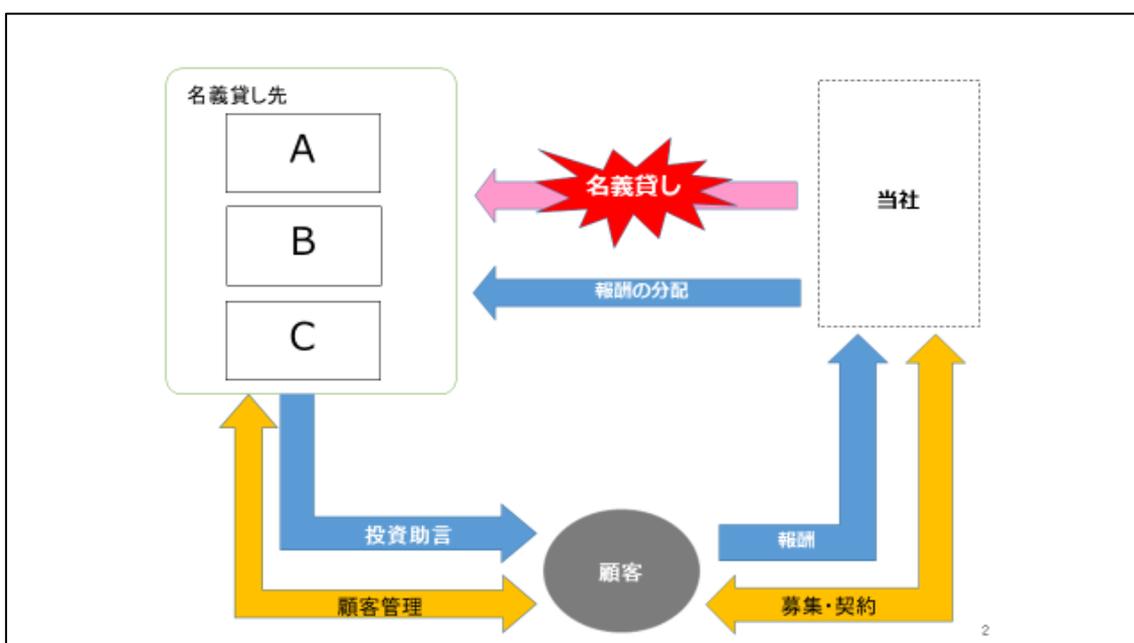
➤ 無登録業者に対する名義貸し③〔金商法第 36 条の 3〕：【令和元事務年度】

【概要（勧告事案）】（令和 2 年 6 月 12 日勧告）

当社の名義をもって、無登録者に投資助言・代理業を行わせた。

【検査結果の要旨】

当社は、金融商品取引業の登録がない者 3 名に対し、当社の名義をもって、投資助言・代理業を行わせた。当該者は、日経 225 先物取引等に係る売買のタイミングや価格等を電子メールで配信する方法等により投資助言行為を行った。



## 4 第二種金融商品取引業者

### (1) 顧客勧誘の状況に係る事項

- 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為  
〔金商法第 38 条第 1 号〕：【令和 4 事務年度】

#### 【概要】

当社は、金銭の貸付けを出資対象事業とするファンド（以下「貸付型ファンド」という。）の募集ページにおいて、担保の状況及び貸付先の財務状況に関し、虚偽の内容を告げて、当該ファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた。

#### 【検査結果の要旨】

当社は、借換えのための貸付けを目的とした貸付型ファンドに関し、担保が機能しているとは言えない状況であったにもかかわらず、当該ファンドの募集ページにおいて、担保が設定されている旨を記載し、当該ファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた。

また、当社は、貸付型ファンドに関し、貸付先において資本欠損の状態にあったにもかかわらず、当該ファンドの募集ページにおいて、貸付先が資本欠損の状態にはない旨を記載し、当該ファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた。

### (2) その他業務運営等に係る事項

- 当社の子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行う行為  
〔金商法第 44 条の 3 第 1 項第 4 号に基づく金商業等府令第 153 条第 1 項第 14 号〕：【令和 2 事務年度】

#### 【概要】

当社は、当社の子法人等が発行する有価証券について、電子申込型電子募集取扱業務等を行うことが法令で禁止されているにもかかわらず、当該業務等を行っていた。

#### 【検査結果の要旨】

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等を行うにあたり、単に当社が当該発行者の議決権を直接保有していないことをもって、当該発行者が当社の子法人等へ該当しないとの判断しており、対象となる有価証券の発行者について、出資、人事、資金、技術、取引等を踏まえた慎重な検討を行った上で、当該発行者が当社の子法人等へ該当するかどうかを判断していなかった。

その結果、当社は、当社の子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行っていた。

## ➤ 営業管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和元事務年度】

## 【概要】

東京金融取引所の考査により指摘された営業員の勧誘実態及び顧客の取引実態の把握等の不備について、実効的な改善が図られておらず、営業管理態勢に不備が認められた。

## 【検査結果の要旨】

当社は、以前に東京金融取引所が実施した考査において、顧客への勧誘実態の把握が不十分な状況及び顧客の取引実態の活用が不十分な状況に係る指摘を受け、それらの実態把握を目的とした社内規則の整備等の改善策（営業日誌の作成、顧客モニタリングの実施等）を行うとしている。しかし、当社は、営業員の判断で営業日誌を作成していなかったり、不十分な記載となっているにもかかわらず、営業責任者はその状況を放置しているほか、コンプライアンス部においても、営業部に対して注意・指導を行っていない。

また、過去、問題なしとした顧客モニタリングの対象口座を抽出から除外し、モニタリング口座を大幅に削減している。さらに、経営陣においても、重要性の認識が足りておらず、当社における営業管理態勢は実効性のあるものとなっていないと認められる。

## 5 適格機関投資家等特例業務届出者

## (1) 無登録で金融商品取引業を行っている状況

- 無登録で投資運用業を行っている状況〔金商法第29条〕：【令和元事務年度】

【概要（勧告事案）】（令和元年8月30日勧告）

当社は投資運用業の登録等を受けないまま、ファンドの運用を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、ファンドを組成し、運用を行っているところ、当社が組成した2つのファンドについて、特例業務の届出もなく、投資運用業の登録もを受けないまま、運用を行っていた。

## (2) ファンド出資金の管理に係る事項

- 出資金の杜撰な運用及び管理〔金商法第63条の5第1項（新法附則第2条第2項により当社を適格機関投資家等特例業務届出者とみなして適用）〕：【令和元事務年度】

【概要（勧告事案）】（令和元年8月30日勧告）

当社はファンドの出資金を金融商品取引業の登録を受けていない者に運用を委託したり、ファンドの収支状況を正確に判別できない状況になっているなど、出資金の杜撰な運用及び管理をしていた。

【検査結果の要旨】

当社は、適格機関投資家等特例業務として、ファンドを組成し、運用を行っているところ、当社が組成した2つのファンド（以下、「当該2ファンド」）の出資金を、金融商品取引業の登録を受けていない者に対し、外国為替証拠金取引等による運用を委託しているほか、金融商品取引業の登録を受けていない者が運営するファンドに出資するなどして運用している。

また、当該2ファンドに係る出資金の管理状況については、当社の固有財産と混然一体となっており、会計帳簿等も作成しておらず、収支状況を判別できない状況となっている。さらに、匿名組合契約上の正当な根拠なく、出資金の一部を他者への貸付金に充当していた。

## (3) その他業務運営に係る事項

- 名義貸し〔金商法第36条の3（金商法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号。以下「新法」という。）附則第2条第2項及び金商法第63条第11項により当社を金商

業者とみなして適用)]：【令和3事務年度】

【概要（勧告事案）】（令和4年6月17日勧告）

当社（B社）は、A社に対し、当社の名義を使用させた上で、匿名組合型ファンドの運用業務を行わせていた。

【検査結果の要旨】

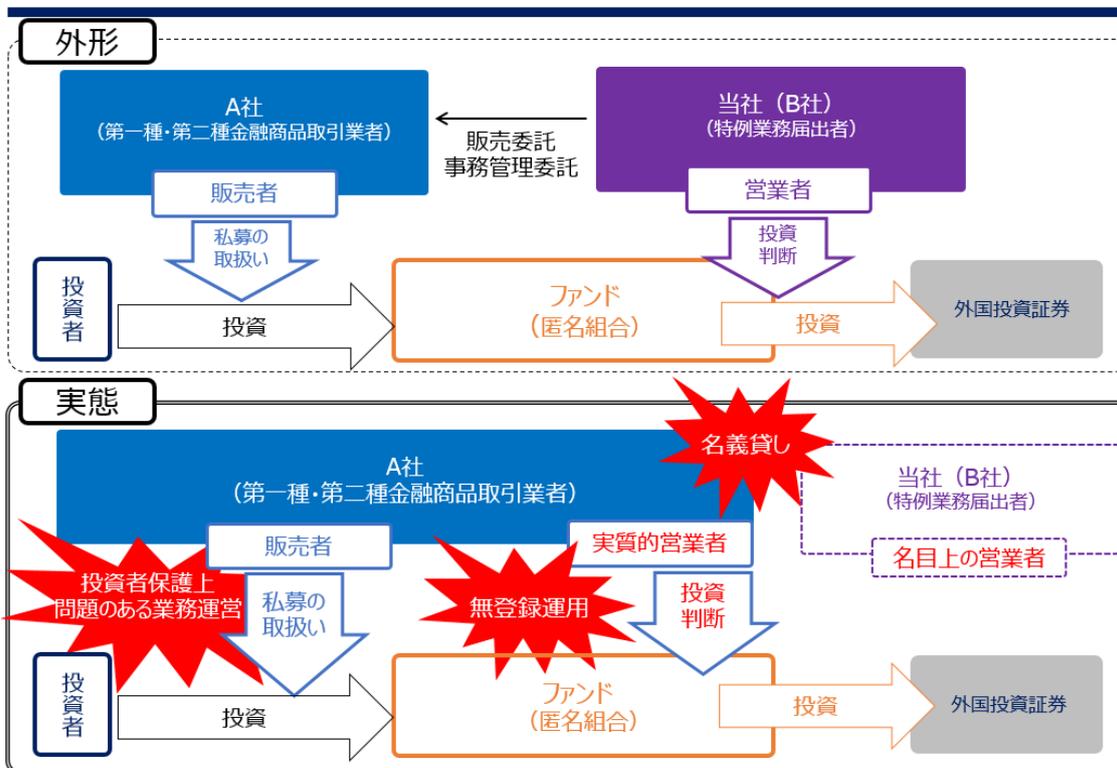
当社は、当社業務の一切をA社が行う旨の合意に基づき、匿名組合型ファンドの運営に関し、投資先候補の発掘や投資先候補との投資に係る交渉のほか、投資判断に基づく投資先の決定・投資実行・投資後の運用管理・投資により取得した有価証券の処分等の投資運用に関する業務について行っておらず、これら業務を全てA社が行っている状況が認められた。

【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

業務改善命令

本件発生原因を分析し、再発防止策を策定するとともに、適切な業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。

概要図



(注) 本概要図は本事案の一部を省略して記載

- 関東財務局長に対し虚偽の報告等をしている状況〔新法附則第3条第1項及び第2項、金商法第63条の6及び金商法第63条の4第2項（新法附則第2条第2項により当社を新法第63条第5項に規定する適格機関投資家等特例業務届出者とみなして適用）〕：  
【令和元事務年度】

**【概要（勧告事案）】（令和元年8月30日勧告）**

当社は、組成したファンドが、適格機関投資家からの出資を受けていないにもかかわらず、関東財務局長に対する届出書面等において、適格機関投資家から出資されている旨の虚偽の報告を行った。

**【検査結果の要旨】**

当社は、適格機関投資家等特例業務においては適格機関投資家から出資を受けることが要件の一つとされているところ、組成したファンドが、適格機関投資家からの出資を受けていないにもかかわらず、関東財務局長に対する届出書面、関東財務局長から受けた適格機関投資家との契約等に係る報告徴取命令に対する報告書及び関東財務局長に提出した事業報告書において、適格機関投資家から出資されている旨の虚偽の報告を行った。

## 6 登録金融機関・金融商品仲介業者・信用格付業者

### ○ 業務運営に係る事項

- 金融商品仲介業務に関し、投資者保護上の問題が認められる状況〔金商法第 51 条の 2〕：  
【令和 4 事務年度 千葉銀行、武蔵野銀行】

#### 【概要（勧告事案）】（令和 5 年 6 月 9 日勧告）

顧客属性を確認及び検討しないまま、顧客を仕組債へ誘引している状況が認められた。

#### 【検査結果の要旨】

当社はちばぎん証券と金融商品仲介業務に係る提携契約を締結し、ちばぎん証券に顧客を紹介する業務を行っていた。当社はちばぎん証券の取り扱う商品概要の説明を行うこととしていたが、本来想定されていた商品概要の説明を超えて、顧客属性を確認しないまま、高金利等の優位性を強調して、顧客を仕組債購入に誘引していた。なお、これは、結果として、ちばぎん証券の適合性の原則に抵触する業務運営にもつながっている。

また、紹介顧客に関する苦情がちばぎん証券に多数寄せられていることを把握しながら、発生原因分析や改善策の立案を行わないなど、苦情処理に関する内部管理態勢が不十分であったほか、経営陣のガバナンスが十分に発揮されていなかったことから、紹介型仲介に関する業務運営態勢の構築が不十分であった。

#### 【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

##### 業務改善命令

本件に係る根本的な原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。

- ① 業容に応じた業務運営態勢の構築、並びに、経営管理態勢及び内部管理態勢の強化
- ② 法令等の遵守及び適正かつ健全な業務運営を前提とした銀証連携ビジネスモデルの構築
- ③ 今回の処分を踏まえた本件に係る経営陣を含む責任の所在の明確化
- ④ ちばぎん証券と連携し、本件行政処分の内容についての顧客に対する適切な説明

- 外貨建て債券等の勧誘に関して、虚偽又は誤解を生ぜしめるべき表示をする行為等〔金商法第 38 条第 9 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕：【令和 4 事務年度】

#### 【概要】

当社の営業員は、外貨建て債券に係る乗換え勧誘や、仕組債の勧誘において、顧客に

対し、事実と相違する説明や、事実と異なるものと誤解させるような説明を行っていた。

**【検査結果の要旨】**

当社の営業員は、外貨建て債券の乗換えを行った場合、乗換え前の保有債券の損益が確定しないとの誤った認識や思い込みの下、顧客勧誘において、乗換えによって損失を回避できるかのような事実と相違する内容を説明している状況や、そのように誤解させるような説明をしている状況が認められた。

また、乗換えによって為替手数料が発生するにもかかわらず、誤った認識や思い込みの下、手数料が発生しないかのような事実と相違する内容を説明している状況や、そのように誤解させるような説明をしている状況が認められた。

さらに、仕組債の需要申告期間終了後は、顧客からの予約キャンセルや約定後の取消ができないとの誤った認識や思い込みの下、顧客に対し、需要申告期間終了後はキャンセル等ができないといった事実と相違する内容を説明している状況や、そのように誤解させるような説明をしている状況が認められた。

➤ 仕組債の勧誘・説明態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和4事務年度】

**【概要】**

投資経験のない顧客であってもほぼ全ての顧客に仕組債の勧誘・販売が可能な状況となっているなど、仕組債の勧誘・説明態勢に不備が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社では、金融商品仲介業務における店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債（以下「仕組債」という。）の勧誘開始基準に適合しない顧客と取引を開始する場合には、内部管理責任者による事前承認を要することとしている。しかしながら、仕組債の勧誘に先立ち、顧客属性に適うものであることの合理的な理由があるかについて、内部管理責任者の確認を受けることなく勧誘を行っている事例が認められた。

また、投資経験のない顧客であっても内部管理責任者の承認で勧誘を認めることができる仕組債の勧誘開始基準になっているところ、内部管理責任者に対する事前承認に係る指導等が徹底されていないため、不明確な承認理由により承認が行われ、投資経験のない顧客であってもほぼ全ての顧客に仕組債の勧誘・販売が可能な状況となっていた。

さらに、当社による仲介業務に係るモニタリングにおいても、内部管理責任者の承認可否理由の合理性に係る点検を行っていないなど、モニタリングが不十分な状況となっていた。

➤ 販売管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和3事務年度】

【概要】

投資信託の乗換勧誘において、経済合理性の無い不適切な勧誘が認められたほか、乗換記録書などの管理帳票に多数の不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、投資信託の販売にあたっては、事務取扱要領を定めるとともに、自主規制機関のガイドラインに準拠して業務運営を実施するとしており、同要領において内部管理責任者は、短期売買、同種商品乗換え等について取引内容を調査するとしている。

しかしながら、当社は、投資信託の販売において、同一商品の短期間での解約・買付けの勧誘など、経済合理性のない勧誘が認められるほか、乗換記録書の不実記載や未作成、解約記録書の未作成など、販売管理帳票に多数の不備が認められた。

➤ 不適切な勧誘行為等に係る内部管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和4事務年度】

【概要】

当社に所属する営業員（金融商品仲介業務に従事する者）による不適切な勧誘行為が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、所属営業員における国内株式の売買の媒介において、顧客の理解度の確認が十分に行われないうまま、実質的な意思決定を営業員が行い、顧客はその決定に同意する営業員主導の取引が認められ、その大半の顧客は多額の損失又は手数料が発生している状況など所属営業員による不適切な勧誘行為等が複数認められた。

また、当社の業務管理部は、所属営業員による勧誘実態等について、モニタリングをすることとしているが、顧客の意向や理解度の確認が十分に行われているかとの観点からモニタリングを実施する必要性の認識が欠如していたほか、所属営業員に対する注意喚起を実施した場合にその後の改善状況を確認していなかった。

➤ 専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買〔金商法第66条の14第3号に基づく金商業等府令第275条第1項第9号〕：【令和4事務年度】

【概要】

当社に所属する営業員（金融商品仲介業務に従事する者）が、専ら自身の売買益を獲得する目的をもって、有価証券の売買取引を行っていた。

## 【検査結果の要旨】

当社は、所属営業員自身による不適切な有価証券売買取引を抑制する観点から、所属営業員に対し、証券口座の開設状況に関する報告書や誓約書を提出させるとともに、研修を実施するなどして周知徹底を図っていたものの、所属営業員1名が、専ら自身の売買益を獲得する目的をもって、有価証券の売買取引を行っていた。

また、業務管理部は所属営業員による不適切な自己取引を未然に防止する観点から、実効性のある措置を講じていないほか、所属金商業者から、当該所属営業員による自己取引の状況について連絡を受けたにもかかわらず、法令違反該当性の検討や自己取引の状況のモニタリングを行っていなかった。

- 無登録で集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い等を行っている状況〔金商法第29条〕：【令和4事務年度 ユニオン証券アドバイザーズ】

## 【概要（勧告事案）】（令和5年5月26日勧告）

当社は、金商法第29条に基づく登録を受けることなく、集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い及び金銭の預託を顧客から受ける行為を行っていた。

## 【検査結果の要旨】

当社は、第二種金融商品取引業の登録を受けることなく、民法上の任意組合（以下「本件任意組合」という。）の出資持分の取得勧誘を行っていた。本件任意組合の出資持分は集団投資スキーム持分に該当すると認められるものであり、当社は、本件任意組合の業務執行組合員（以下「本件業務執行組合員」という。）のために、本件任意組合の出資持分の取得勧誘を行っていることから、集団投資スキーム持分について、募集又は私募の取扱いを行ったものと認められる。

また、当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けることなく、顧客から本件任意組合に対して出資される金銭について、当社の銀行口座を経由して本件業務執行組合員に送金していることから、金銭の預託を顧客から受けていたものと認められる。

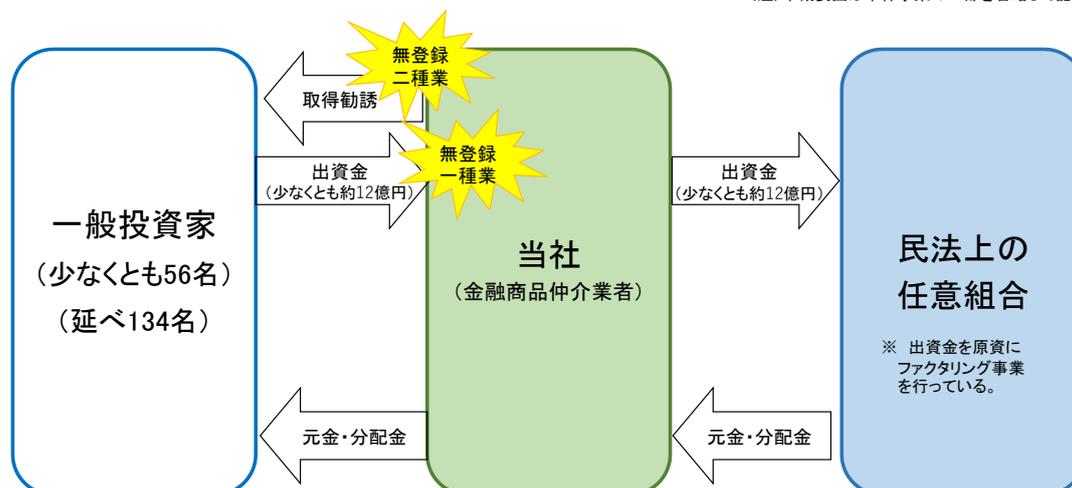
## 【本件勧告事案に係る行政処分の概要】

登録取消し業務改善命令

- ① 無登録金融商品取引業務に該当する行為を直ちに取り止めること。
- ② 当社が募集又は私募の取扱いを行ったすべての集団投資スキーム持分について、取扱い状況（顧客ごとの属性、出資日、出資金額、償還日、償還金額等）を早急に把握し報告すること。
- ③ すべての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うなど、投資者保護に万全の措置を講じること。

## 本件事案(無登録金商業)の概要図

(注)本概要図は本件事案の一部を省略して記載



- 販売管理態勢の不備〔金商法第 66 条の 11 第 4 号に基づく金商業等府令第 272 条第 1 号及び内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和 3 事務年度】

## 【概要】

当社は、金融商品仲介行為において、所属金商業者間の手数料の違いを明示しておらず、投資信託乗換え勧誘においても、重要事項を説明していないなど不備が認められた。

## 【検査結果の要旨】

当社は、複数の所属金商業者に属する金融商品仲介業者として、顧客に対し、複数の所属金商業者間における手数料の違いを明示しなければならないところ、これを説明していない状況が認められたほか、投資信託の乗換え勧誘においても、乗換えることとなる投資信託間の商品性や費用の違いについて説明していない状況等が認められた。

- 営業行為に関する事後検証を十分に行うことができない状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和 2 事務年度】

## 【概要】

当社は、法定帳簿として、営業担当者と顧客との間の重要な交渉経過の記録書を作成しているが、当該記録書は、格付プロセスの品質確保や法令等遵守の観点から、営業行為に対する事後検証を行う資料として、十分なものとはなっていなかった。

**【検査結果の要旨】**

当社は、営業担当者と顧客との間の重要な交渉経過の記録書について、社内マニュアルで「規定外の料金で信用格付を付与する場合等において、事務手続き上の観点から作成するもの」と位置付けるにとどまっていた。このため、当該記録書は、格付プロセスの品質確保や法令等遵守の観点から、営業行為に対する事後検証を行う資料として、十分なものとはなっていなかった。

また、当社の役員や内部監査部門は、当該状況を特に問題視することなく、社内マニュアルの見直しの指示等を行っていなかった。

- 情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための措置に係る不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和2事務年度】

**【概要】**

当社においては、秘密へのアクセス管理や、内部関係者による秘密の持ち出しの防止のための対策に係る不備のほか、外部からの不正アクセスを防御するための情報システムの堅牢化に係る不備等が認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社においては、不要なID（アクセス権限）が削除されていない状況や、特権ID・パスワード等の管理を実施していない状況にあるなど、秘密へのアクセス管理に係る不備が認められた。

また、外部媒体の適切な管理や、システムに係る外部委託先の情報セキュリティ対策を確認していない状況等が認められるなど、内部関係者による秘密の持ち出しの防止のための対策に係る不備も認められた。

さらに、社内システムのファイルサーバ内のファイル操作に関し、必要なログを取得していないなど、外部からの不正アクセスを防御するための情報システムの堅牢化に係る不備も認められた。

- システムリスク管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和2事務年度】

**【概要】**

当社においては、システムリスク評価及び情報セキュリティ管理に関して不備が認められる状況のほか、外部システム監査の指摘への対応が不十分な状況も認められた。

**【検査結果の要旨】**

当社においては、システムリスク評価が未実施の状況等にあることが認められた。

また、当社は、外部システム監査において、緊急度が高いとされた改善指摘事項であ

るにもかかわらず、その対応を個々の役職員任せにすることなどにより、改善に向けた十分な対応を行っていない状況が認められた。

- 個別信用格付の事前約束につながりかねない不適切な行為〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和元事務年度】

**【概要】**

当社は、見込顧客に対する営業において、信用評価に関する業務に携わっていない役職員が、自身の相場観等に基づき個別信用格付の見込みについて説明しており、個別信用格付の事前約束（信用評価を行う前に、あらかじめ、定められた信用格付けを当該信用評価の結果として提供し、又は閲覧に供することを格付関係者との間で約束する行為）につながりかねない不適切な行為を行っていた。

**【検査結果の要旨】**

当社は、見込顧客に対する営業において、信用評価に関する業務に携わっていない役職員が、信用評価に基づかない自身の相場観等に基づき個別信用格付の見込みについて説明をするといった信用格付けの事前約束につながりかねない不適切な行為を行っていた。

当該行為の状況は営業報告書に記載されており、営業部門の責任者や担当役員等もその内容を認識していたにもかかわらず、当該行為が不適切な行為である等特段の問題意識を有せず、当該行為を事実上容認していたほか、内部管理部門によるモニタリングにおいても特段の指摘が行われていなかった。

- 役員による情報の漏えい等及び情報管理・秘密保持を適切に行うための措置が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【令和元事務年度】

**【概要】**

当社取締役自らが、当社が決定した信用格付け情報を公表前に社外に漏えいしていたほか、当社の機密情報等の管理において、サーバの操作ログの検証やアクセス権の管理等が十分に行われておらず、当社の管理態勢には不備があるものと認められる。

**【検査結果の要旨】**

当社は、個別の信用格付情報を決定し、公表を予定していたが、当社取締役自らが、その公表前に社外の者に伝達していた。

また、当社の機密情報等の管理において、システムに係る操作ログを検証するとしているものの、各社員のPCの操作ログの検証にとどまっており、業務委託先の操作ログに係る検証を実施していない。そのほか、機密情報が保管されているシステムへのアクセス権が複数名で利用されているほか、当該アクセス権の利用者が不明となっている

など、当社の情報管理・秘密保持を適切に行うための措置が不十分な状況が認められた。

## 7 金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て

証券監視委においては、無登録業者による投資者被害を防止するため、金融庁監督局、各財務局等と連携し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限及び申立て権限を適切に活用して 187 条調査及び 192 条申立てを行うとともに、必要に応じて無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、厳正に対処している。裁判所への申立てを行った主な事例は以下のとおり。

### ➤ A【令和4事務年度】

#### 【概要】

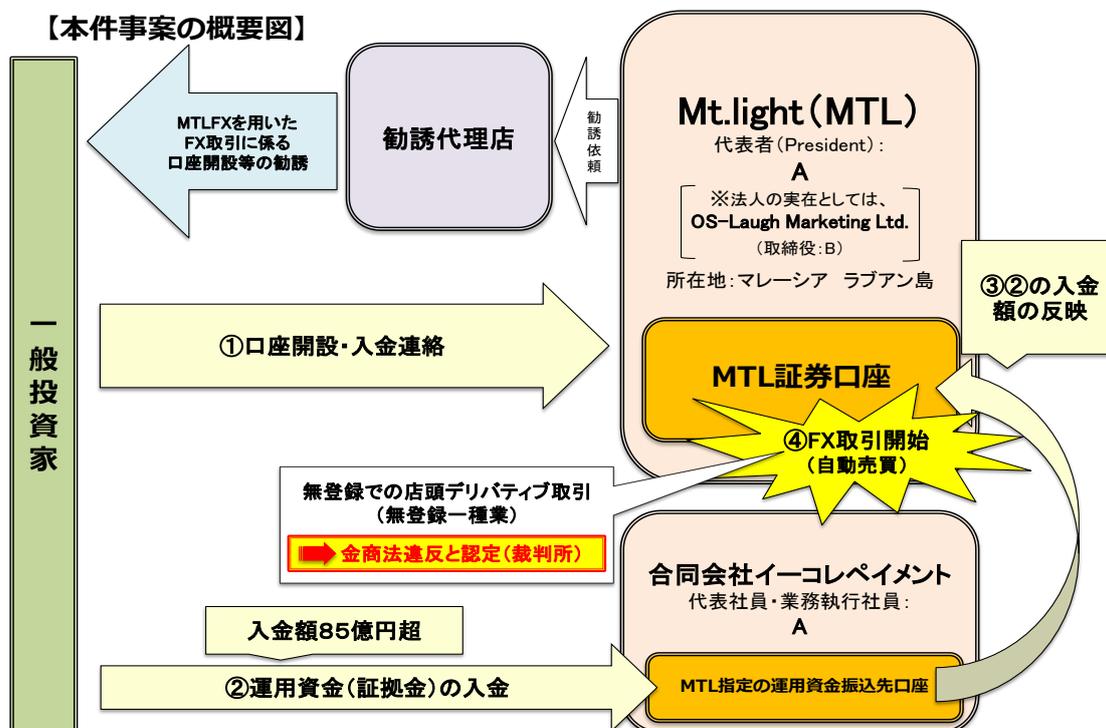
A は、金商法第 29 条の登録等を受けずに、店頭デリバティブ取引を業として行っていた。

#### 【申立ての要旨】

被申立人は、マレーシアのラブアン島に所在する OS-Laugh Marketing Ltd. をして Mt. light (MTL) と称して、日本国内の一般投資家に対し、複数の勧誘代理店を利用するなどして無登録で外国為替証拠金取引（店頭デリバティブ取引）の提供を業として行い、令和 2 年 8 月から令和 4 年 7 月末日までの間に、少なくとも延べ 1950 名の一般投資家から 85 億円超を集めていた。

※本件申立てを受け、裁判所から金商法違反行為の禁止及び停止を命ずる決定が発出されている。

#### 【本件事案の概要図】



➤ S DIVISION HOLDINGS INC. 外 2 名【令和 4 事務年度】

**【概要】**

当社は、有価証券届出書を提出することなく外国社債等の募集を行い、届出の効力発生前にこれを取得させていたほか、金商法第 29 条の登録等を受けずに、外国社債の募集又は私募の取扱いを業として行っていた。

**【申立ての要旨】**

当社らは、下記(1)ア及びイのとおり、有価証券届出書を提出することなく外国社債等の募集を行い、届出の効力発生前にこれを取得させていた。また、当社らは、下記(2)のとおり、無登録で、一般投資家に対し、外国社債の募集又は私募の取扱いを業として行っていた。

(1) 無届募集

ア 当社（SDH 社）は、令和 4 年 7 月、同年 8 月及び同年 9 月に自社社債を発行するに際し、50 名以上の者に対し、有価証券届出書を提出することなく当該自社社債の募集を行い、届出の効力発生前にこれを取得させていた。

イ 当社（キャピタル社）は、令和 3 年 9 月及び同年 12 月に自社社債を発行するに際し、50 名以上の者に対し、有価証券届出書を提出することなく当該自社社債の募集を行い、届出の効力発生前にこれを取得させていた。

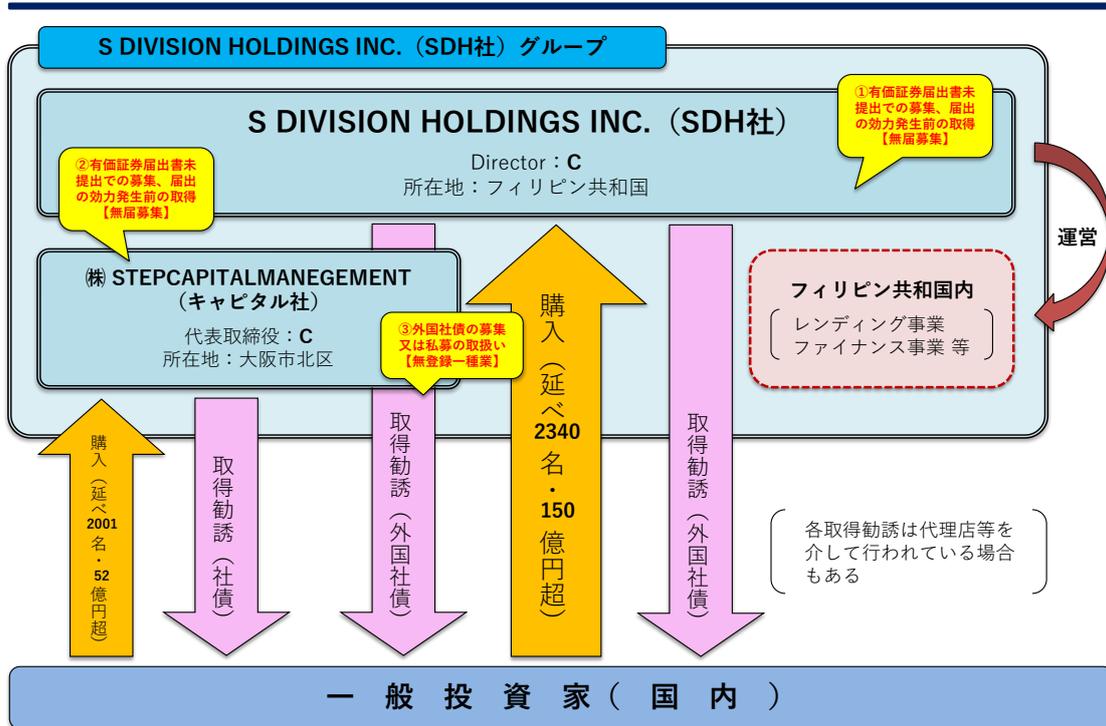
(2) 無登録金商業

当社ら（キャピタル社及び C）は、他社の外国社債の取得勧誘を行い、一般投資家に対して、同社債を購入させていた。

※本件申立てを受け、裁判所から金商法違反行為の禁止及び停止を命ずる決定が発出されている。

【本件事案の概要図】

(注) 本概要図は本事案の一部を省略して記載



➤ d社：【令和3事務年度】

【概要】

当社は、無登録で、投資一任契約の締結の媒介（投資助言・代理業）を業として行っていた。

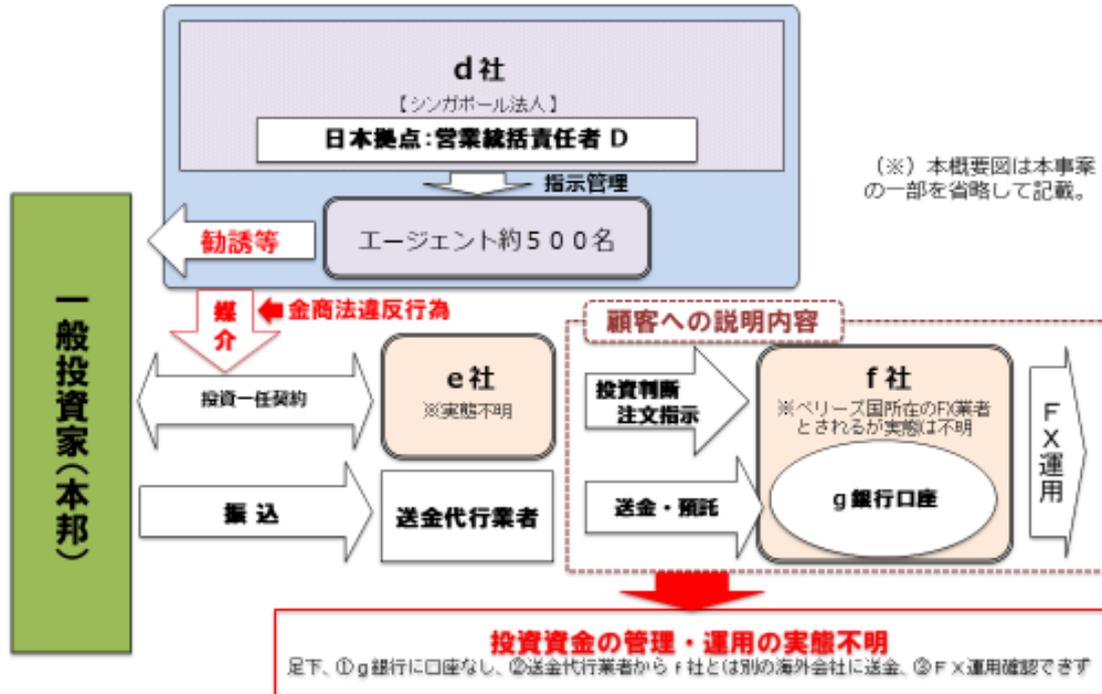
【申立ての要旨】

当社は、一般投資家に対し、投資一任契約に基づく投資運用に該当する海外投資商品（以下「当該商品」という。）について取得勧誘を行い、その後も申込書等の記載方法を助言・指示するなどして、当該商品につき顧客とe社（当該商品に係る運用指示を行っていると思われる主体。法人格の有無、実在性及び実態不明）との間の投資一任契約の締結の媒介を行っている。

当社の説明によれば、これまでに約2万2,000人の一般投資家に対して当該商品（前身の商品を含む。）の契約締結をさせており（現時点で投資残高を保有している人数は不明）、当該契約に基づく一般投資家からの投資総額は、これまでに約1,200億円（これまでに約500億円は投資家に対して返金等したとしているが、預かり資産残高額は不明）であるとしている。

※本件申立てを受け、裁判所から金商法違反行為の禁止及び停止を命ずる決定が発出されている。

## 本件事案の概要図



当社は、他の海外法人が提供するFX取引の自動売買システムに係る口座開設等の勧誘を行い、令和3年7月から令和4年3月までの間に、少なくとも延べ175名の一般投資家に対し、合計約1億5,000万円の出資をさせていた。

ウ 他社社債の募集又は私募の取扱い（第一種金融商品取引業）

当社は、他社社債の取得勧誘を行い、令和3年9月から同年12月までの間に、少なくとも延べ223名の一般投資家に対し、合計5億2,800万円分の社債を購入させていた。

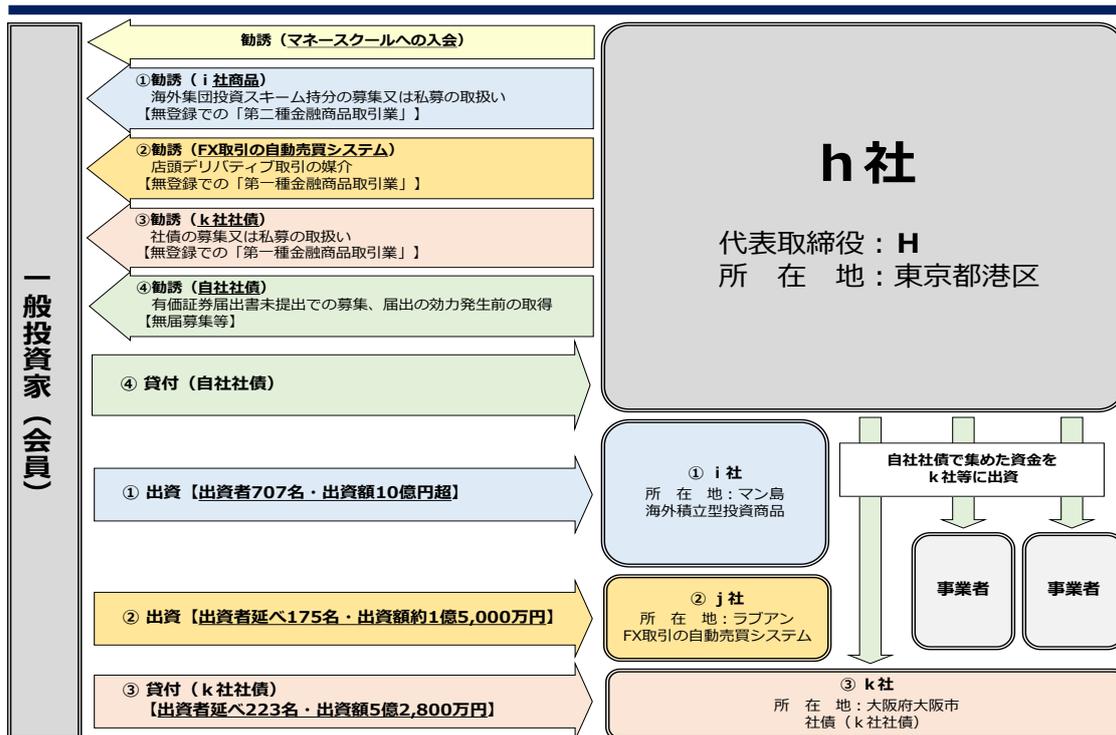
(2) 無届募集

当社は、令和3年4月、5月、10月及び令和4年1月に自社社債を発行するに際し、50名以上の者に対し、有価証券届出書を提出することなく当該自社社債の募集を行い、届出の効力発生前にこれを取得させていた。

※本件申立てを受け、裁判所から金商法違反行為の禁止及び停止を命ずる決定が発出されている。

本件事案の概要図

(注) 本概要図は本事案の一部を省略して記載



➤ 1社：【令和2事務年度】

【概要】

当社は、無登録で、ファンドの募集等の取扱い（第二種金融商品取引業）を業として行っていた。

**【申立ての要旨】**

当社は、遅くとも平成 23 年 8 月以降、一般投資家に対し、海外集団投資スキーム持分に該当する複数の金融商品（以下「本件ファンド」という。）に係る取得勧誘を行っている。

当社は、本件ファンドの取得勧誘によって、少なくとも延べ 1,125 名の一般投資家から少なくとも 30 億円を出資させている。

※本件申立てを受け、裁判所から金商法違反行為の禁止及び停止を命ずる決定が発出されている。

➤ m社：【令和元事務年度】

**【概要】**

無登録で、ファンドの募集等の取扱い（第二種金融商品取引業）を業として行っていた。

**【申立ての要旨】**

当社は、遅くとも平成 28 年 3 月以降、一般投資家に対し、海外集団投資スキーム持分に該当する複数の金融商品（以下「本件ファンド」という。）に係る取得勧誘を行っている。

当社は、本件ファンドの取得勧誘によって、少なくとも、延べ 203 名の一般投資家から約 6 億 8000 万円を出資させている。

※本件申立てを受け、裁判所から金商法違反行為の禁止及び停止を命ずる決定が発出されている。

➤ n社：【令和元事務年度】

**【概要】**

無登録で、合同会社の社員権等の募集等の取扱い（第二種金融商品取引業）を業として行っていた。

**【申立ての要旨】**

当社は、平成 26 年 5 月以降、一般投資家に対し、当社の社員権（以下「本件社員権」という。）の取得勧誘を行い、少なくとも、1,072 名の一般投資家に対し、本件社員権を取得させ、約 126 億 5600 万円を出資させている。

さらに、平成 30 年 9 月以降、一般投資家に対し、出資金を充ててオンラインカジノのプラットフォームの開発事業等を行うとする集団投資スキーム持分（以下「本件ファンド」という。）の取得勧誘を行い、少なくとも 970 名の一般投資家に対し、本件ファンドを取得させ、約 40 億 900 万円を出資させている。

※本件申立てを受け、裁判所から金商法違反行為の禁止及び停止を命ずる決定が発出されている。

## 情報提供窓口からのご案内

☆是非ともお寄せください！

- 粉飾決算(架空売上・架空利益の計上等)
- 投資者保護上の問題(著しい高利回りを明示する金融商品等)
- 市場における不正取引(インサイダー取引、相場操縦等)

粉飾決算

投資詐欺

金融商品の  
不適切な勧誘

インサイダー  
取引

相場操縦

風説の流布



### 証券取引等監視委員会 情報提供窓口

インターネット: <https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

電話: 0570-00-3581 (ナビダイヤル)

(一部のIP電話等からは03-3581-9909)

FAX(高齢者、障がい者専用): 03-3506-6699

※「証券取引等監視委員会 情報提供窓口」と明記して下さい。

### 証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館